

イラク戦争検証チーム：第一回会合に向けた作業



作業スケジュール（案）

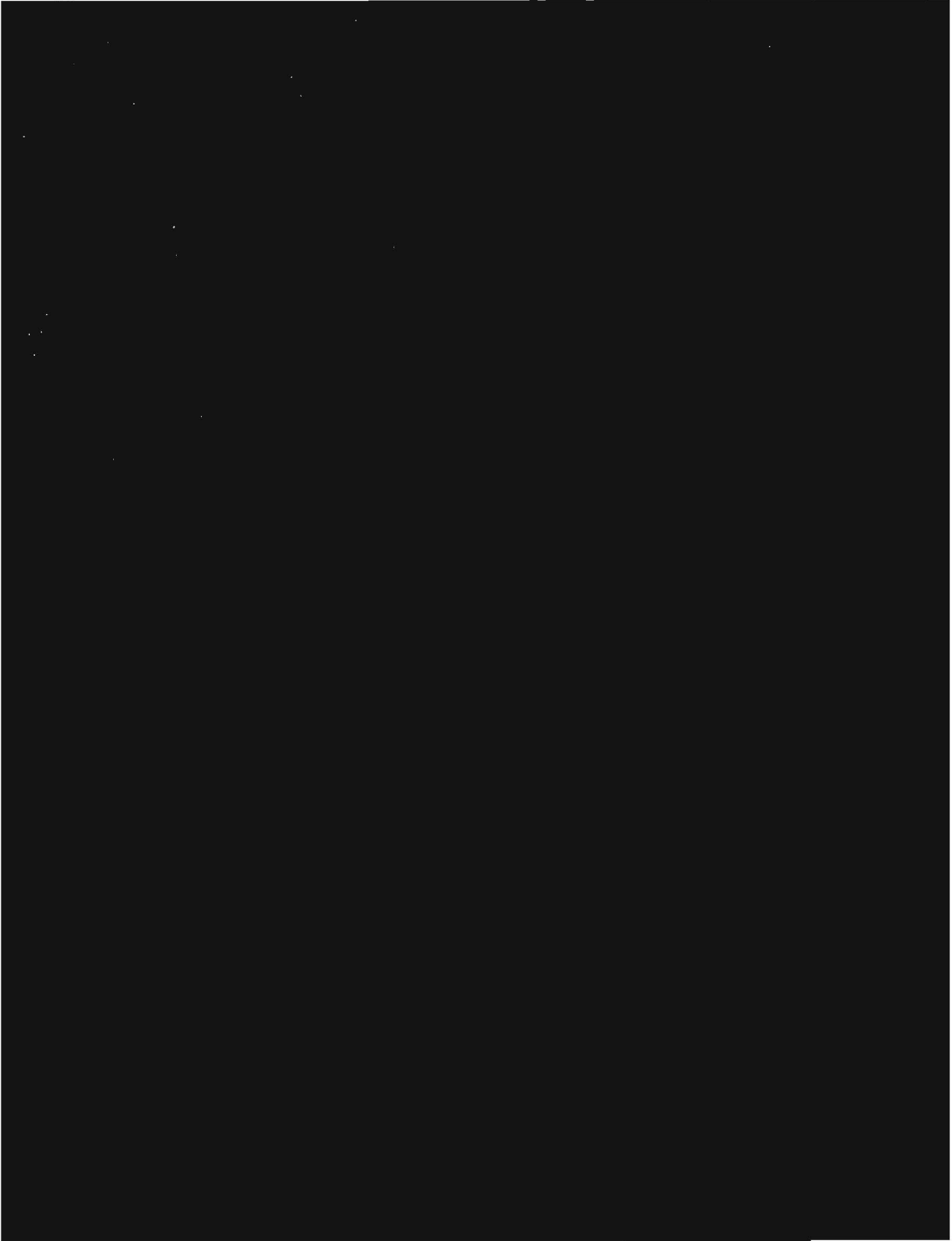


業務分担（案）

論点リスト（案）



<例えば>



イラク戦争検証チーム：第一回会合に向けた作業

作業スケジュール（案）

業務分担（案）

論点リスト（案）

極秘

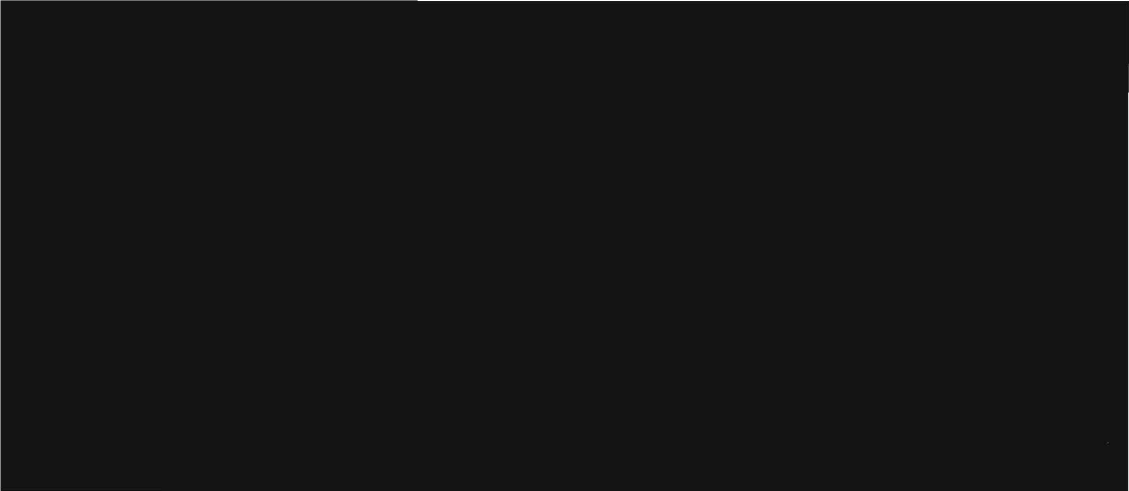
イラク戦争検証チーム

([REDACTED] 議論のたたき台)

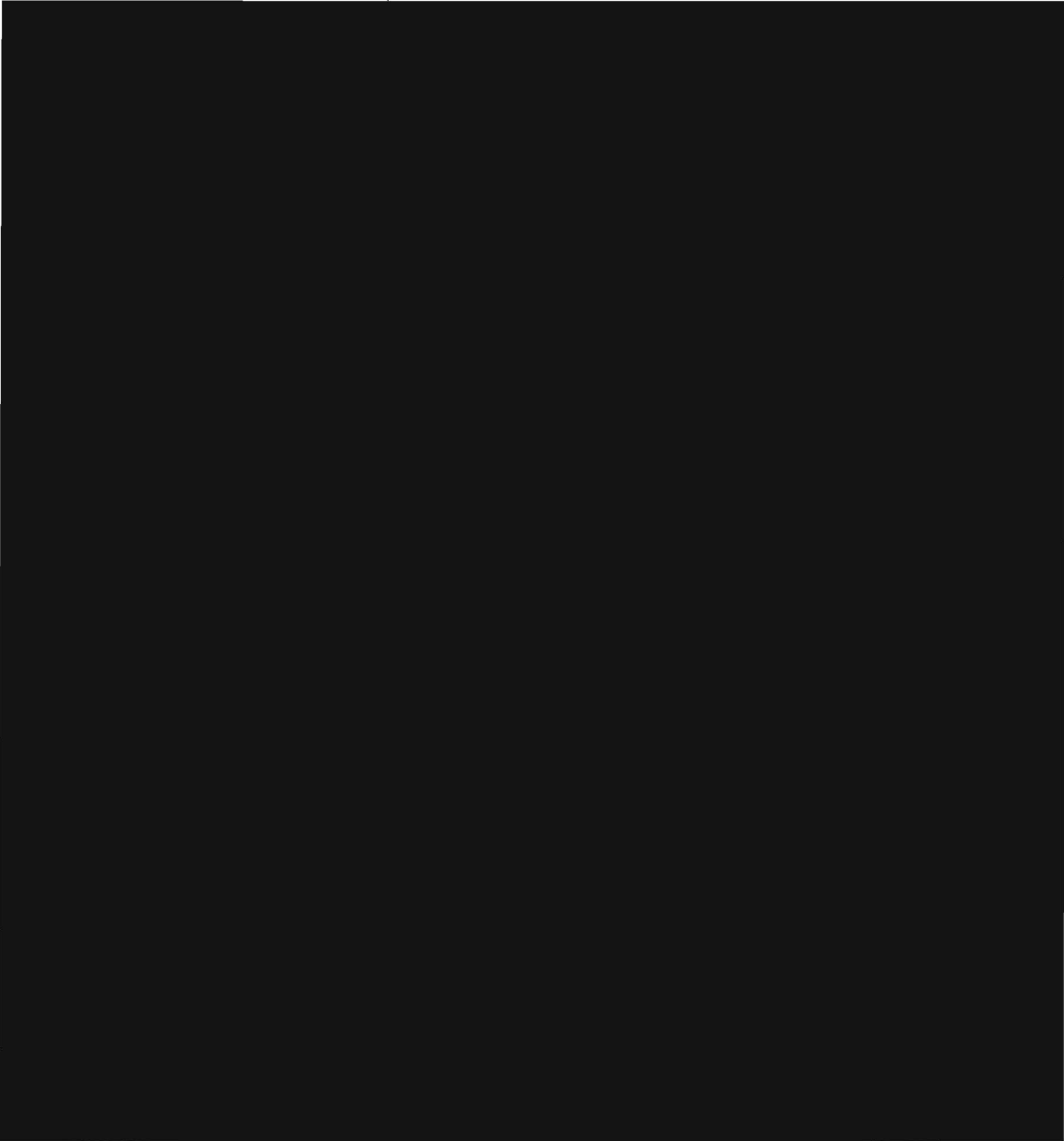
[REDACTED]

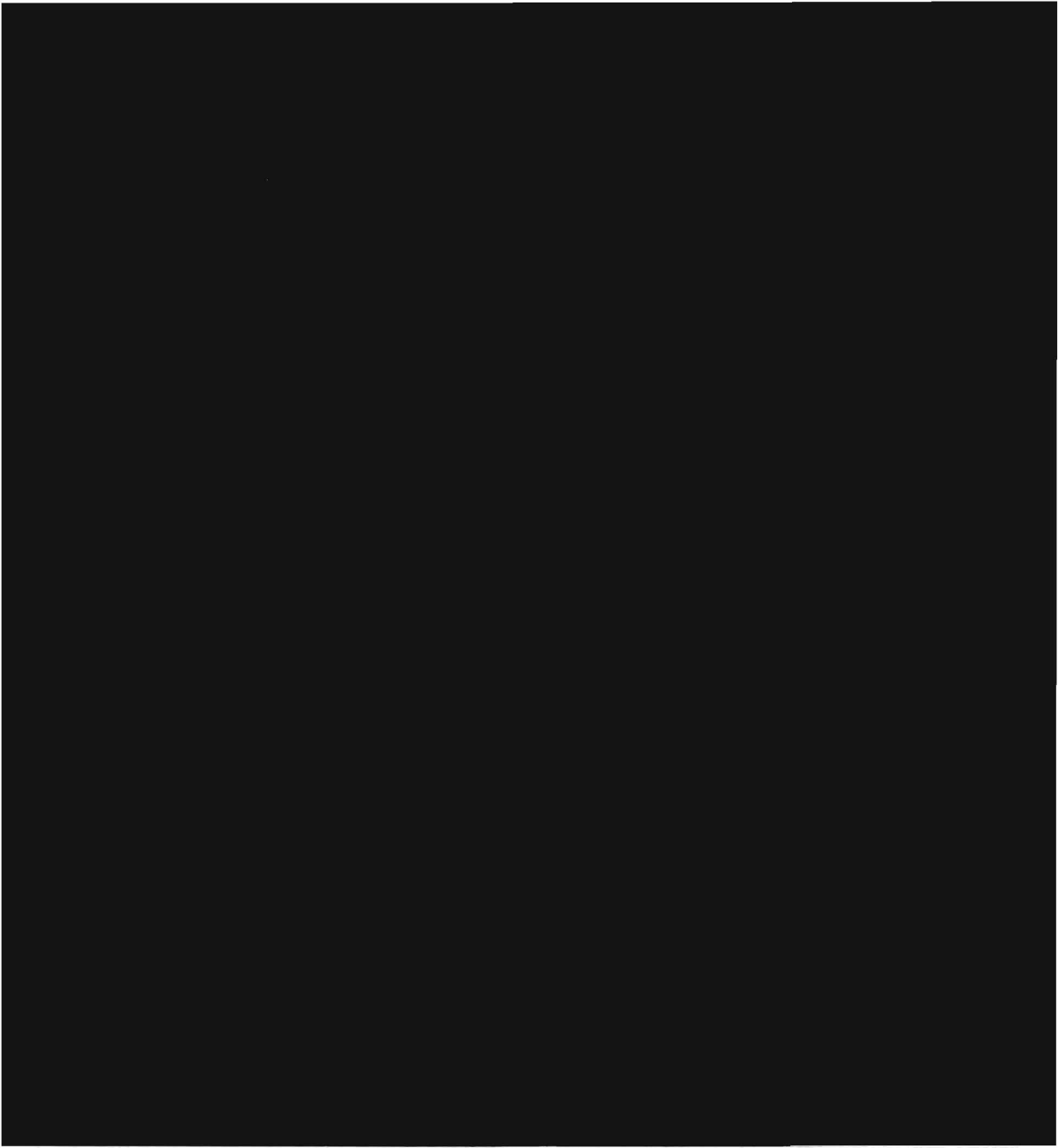
1. 作業スケジュール (案)

[REDACTED]

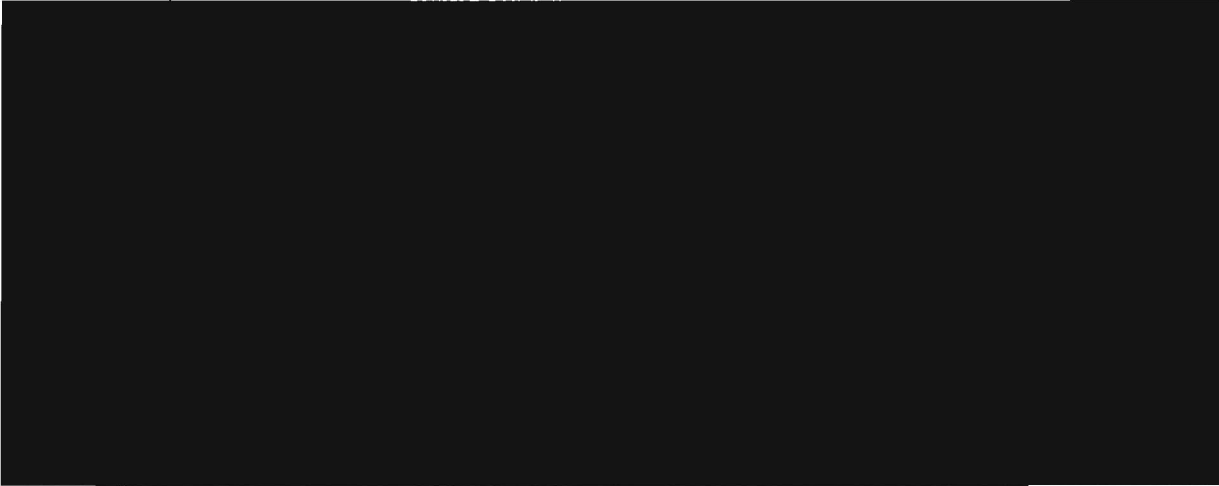


2. 報告書を作成する上で考慮に入れるべき論点・視点 (案)





3. その他



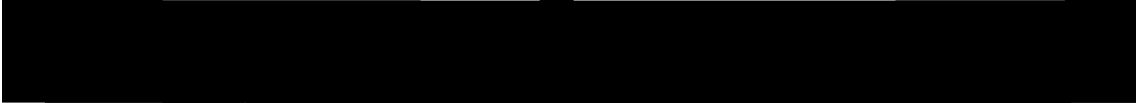
「イラク戦争検証チーム」の立ち上げについて



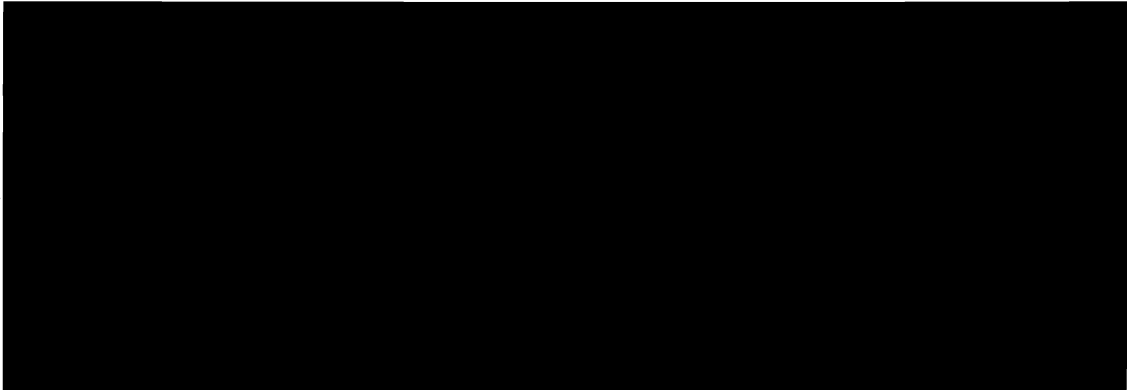
松本大臣よりご指示のあった標記チームについては、事務次官の下、以下の次第に基づき、8月〇日付けで立ち上げる



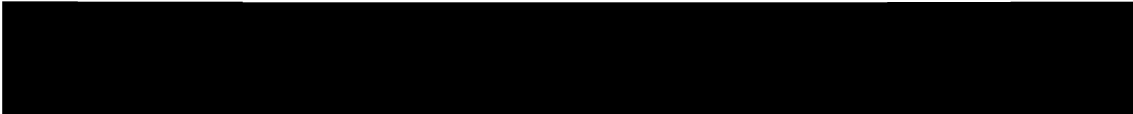
1. 人員体制



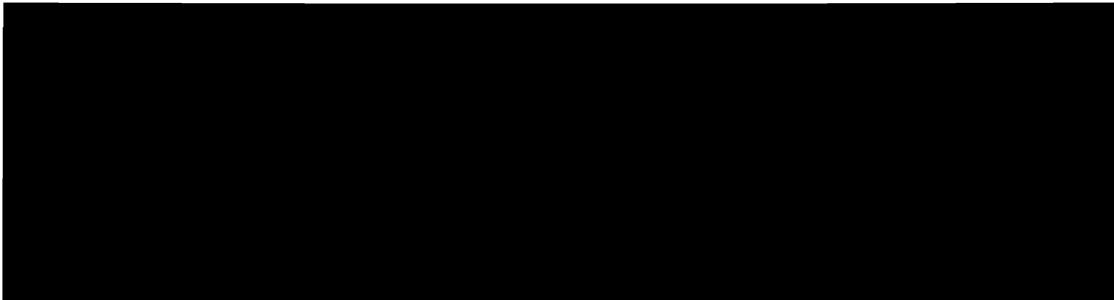
2. 作業内容



3. 作業期間



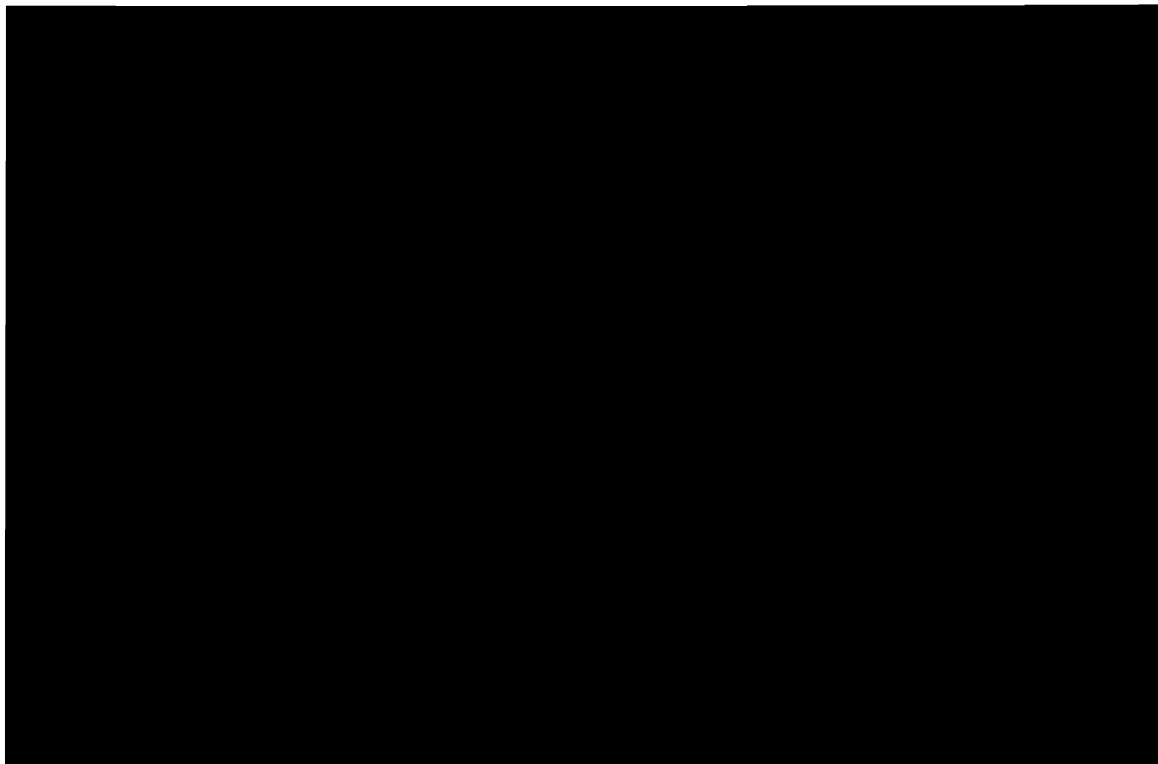
4. その他



・「イラク戦争検証チーム」人員体制（案）

●チーム長

- ・石川 和秀 在米大次席公使（昭和55年入省、I種）



秘

イラク戦争検証（想定問答）

（案）

1. 関係者について

問：在〇〇大の〇〇公使が一時帰国しているようだが、何のための帰国なのか。本件作業に従事しているのではないか。

答：同公使は所用の出張で帰国しているものである。

（注：本件作業の「チーム」のメンバーは対外公表を行わない。したがって、個々の職員
の帰国目的について問われても、本件作業については言及しない。）

2. 作業について（作業開始後、報道に出るなどして問われた場合）

問：外務省においてイラク戦争の検証に関する作業を行っているのか。

答：対イラク戦争への我が国外交上の対応を検証するための作業を、外務省内で行っている。

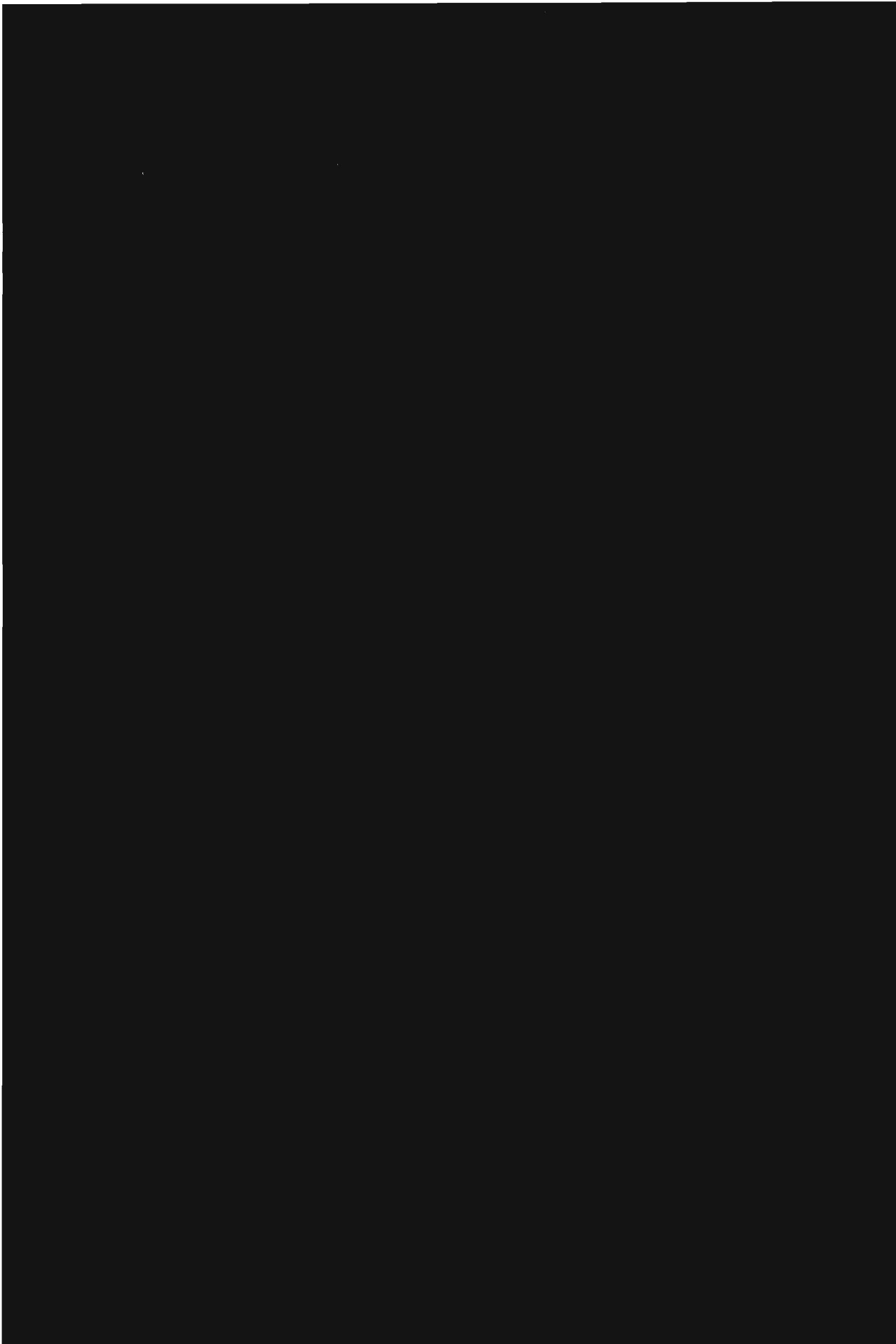
問：作業は外務省内のみで行うのか。いわゆる「密約」の検証の際のように外部有識者にゆだねないのか。防衛省や総理官邸等に聞き取り調査等を行わないのか。

答：我が国外交上の対応を検証するための作業であり、あくまでも外務省内にて行っているものである。

問：検証の対象は何か。何時までに作業を終了させるのか。公表の見通しいかん。

答：ご指摘のあった事項も含めて、外務省内で検討を行っているところである。

（注：作業の詳細については、対外公表を行わない。）

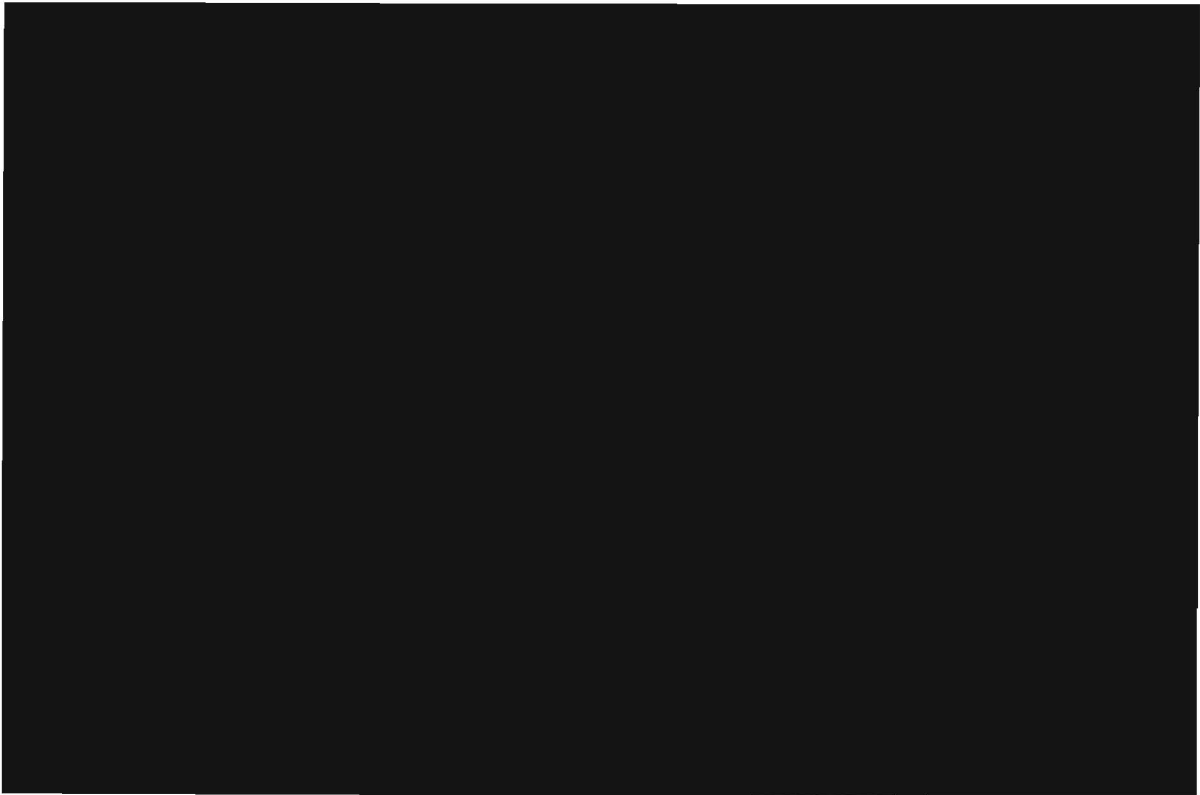
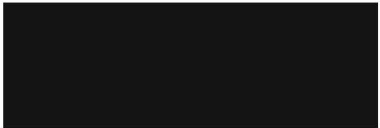




秘

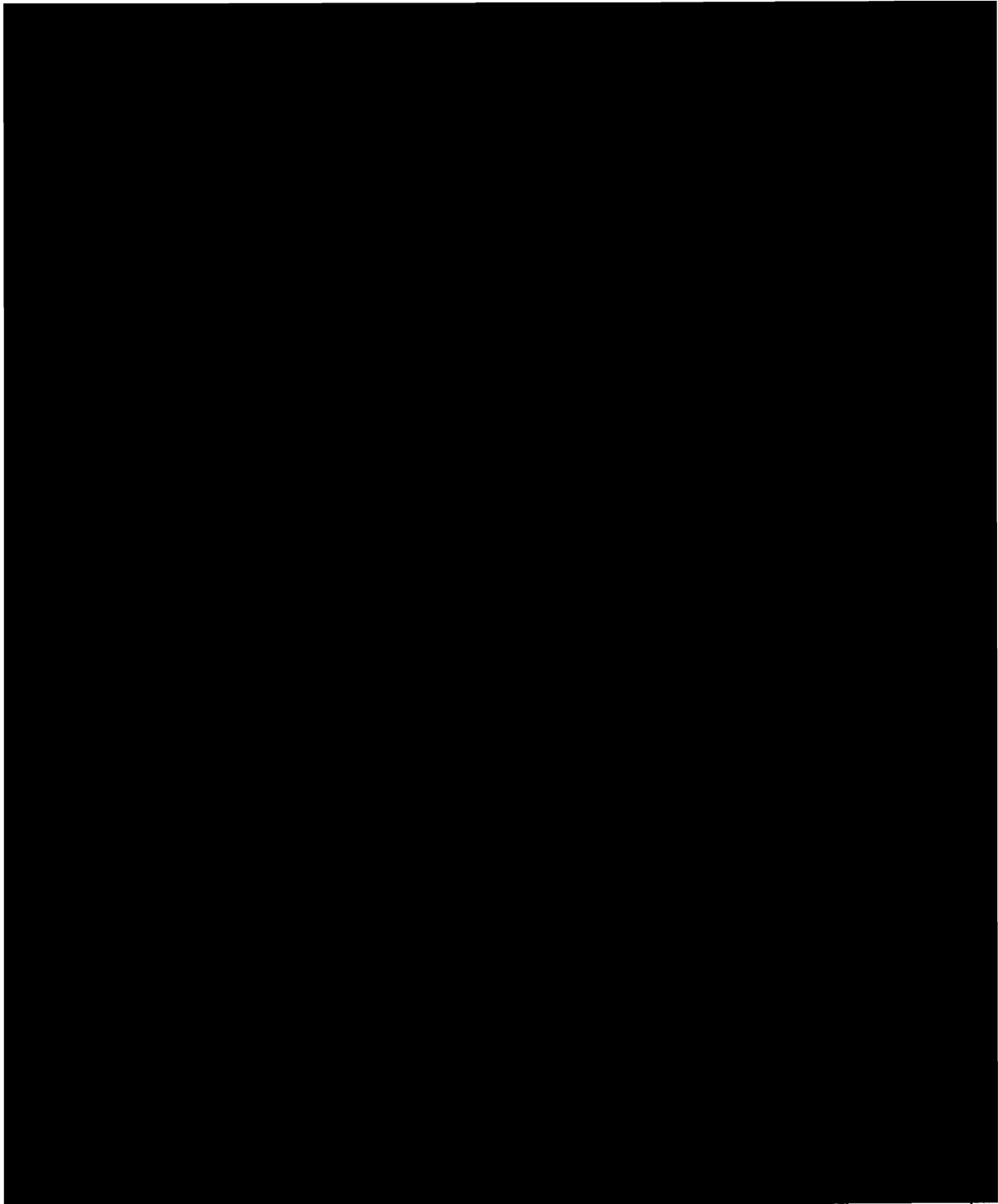


イラク戦争の検証： [redacted] コメント [redacted]



極秘

イラク戦争検証についての検討



各国によるイラク戦争検証の動き

平成23年8月

中東第二課

イラク戦争についてこれまで調査・検証を行った又は現在実施中の国は米、英、蘭3国のみで、それ以外の国では検証の動きは見られない。

1. イギリスのイラク戦争調査委員会（「チルコット」委員会）

(1) 設立

2009年6月、ブラウン首相は対イラク武力行使に関する英国政府の意思決定に関する調査委員会を設置。

(2) 委員会の構成

①委員長はチルコット元スコットランド省次官。

②以下、歴史家のローレンス・フリードマン、歴史家のマーティン・ギルバード、元外交官のロデリク・リン、上院議員ウシャ・プラシャ男爵夫人の4名の委員から構成。

③委員会を補佐する主要関係省庁（内閣府、外務省、国防省、国際開発省）等からの出向者10名から構成される事務局を有する。

(3) 目的・調査対象

①英政府のイラクへの関与の検証。

イラク戦争への参加及びその後の復興活動に関する意思決定について、政府内でどのような手続・プロセスが踏まれたか、これに法的もしくは的確な情報の裏付があったか。

②戦争自体の適否は評価しない。

③将来の国際紛争等同様の事例に際して適切に対処するための教訓を学びとること。

④調査対象期間は2001年から2009年7月末まで。

(4) 調査結果

2011年初旬に報告書は首相に提出され、議会文書となり審議される予定であったが提出が遅れている模様。報告書の内容は国家の安全を害する等の事由により不開示と判断される部分以外は公表される。

(5) その他（情報へのアクセス）

委員会は、政府文書の提出、証言への協力、機密事項の取り扱い等につき政府との間で取り決めを行っており、すべての政府文書を閲覧できる権限及び閣僚を含む政府関係者を証人として喚問する権限を有する。

2. アメリカの大量破壊兵器に係る米国の情報能力に関する委員会（「WMD」委員会）

(1) 設立

2004年2月、ブッシュ前大統領が大統領令13328号をもって「大量破壊兵器に係

る米国の情報能力に関する委員会」を設立。

(2) 委員会の構成

①大統領が指名する9名の委員から構成。

②チャールズ・ロブ前バージニア州知事（元上院議員）及びローレンス・シルバーマン米国コロンビア特別区巡回控訴裁判所上級巡回裁判官が共同議長。

(3) 目的・調査対象

①イラク等における大量破壊兵器等過去の米国諜報機関による情報活動の検証。

②今後の情報機関のあり方について大統領に提言する。

③調査期間は対イラク武力行使（2003年3月）以前。

(4) 調査結果

①2005年3月末、同委員会は大統領宛報告書を発表。

②その中でイラクについて、情報機構は対イラク軍事行動開始以前の大量破壊兵器に関するほとんどの判断について完全に誤っており、かかる誤りの主たる原因は、情報収集能力の欠如や収集した情報を分析する際の誤りにあるとした。

(5) その他（情報へのアクセス）

大統領令により委員会には任務遂行上必要となる全ての情報へのアクセスの権限が付与されている。

3. オランダの調査委員会（「ダーヴィッツ委員会」）

(1) 設立

2009年2月2日、バルケネンデ蘭首相が2003年における米、英による対イラク武力行使に対して蘭政府が政治的な支持を与えた問題に関し独立調査委員会を設置。

(2) 委員会の構成

委員長は元最高裁判所長官のダーヴィッツ氏（Mr. W. J. M. Davids）。その他学識者等6名の委員から構成。

(3) 目的・調査対象

①当時の蘭政府による対イラク武力行使に対する政治的支持にする準備及び意思決定プロセスを検証する（特に国際法、諜報、情報提供、軍の関与につき焦点があてられている）。

②調査期間は2002年夏から2003年夏。

(4) 調査結果

①2010年1月12日、ダーヴィッツ委員長がバルケネンデ蘭首相に対し550ページに亘る報告書を提出（内容は公表）。

②同報告書は、「1990年代に採択されたイラクに関する国連安保理決議は、2003年の米・英の軍事介入に対して権限を付与していない。安保理決

議1441が個々の国に武力行使を認めていたと合理的に解釈することはできない。政治的には更なる決議があることが望ましいが、法的な必要性はないとの政府の見解は支持できない。よって、イラク侵攻は国際法上の権限がなかった」と結論づけた。

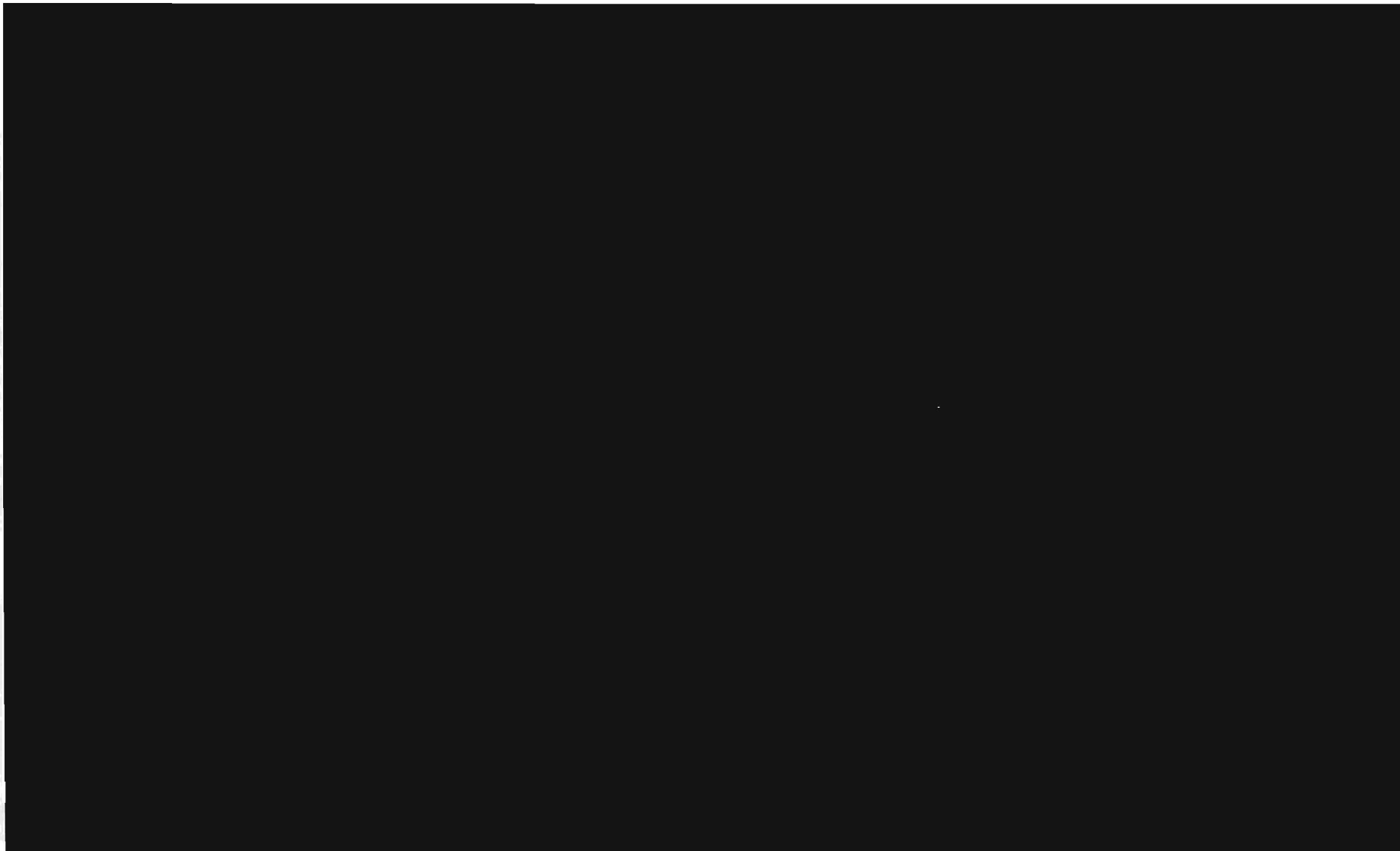
(5) その他 (情報へのアクセス)

委員会はアクセスしたいと欲する全ての情報にアクセスでき、自由に人々を聴取できる (バルケネンデ首相の発言)。

(了)

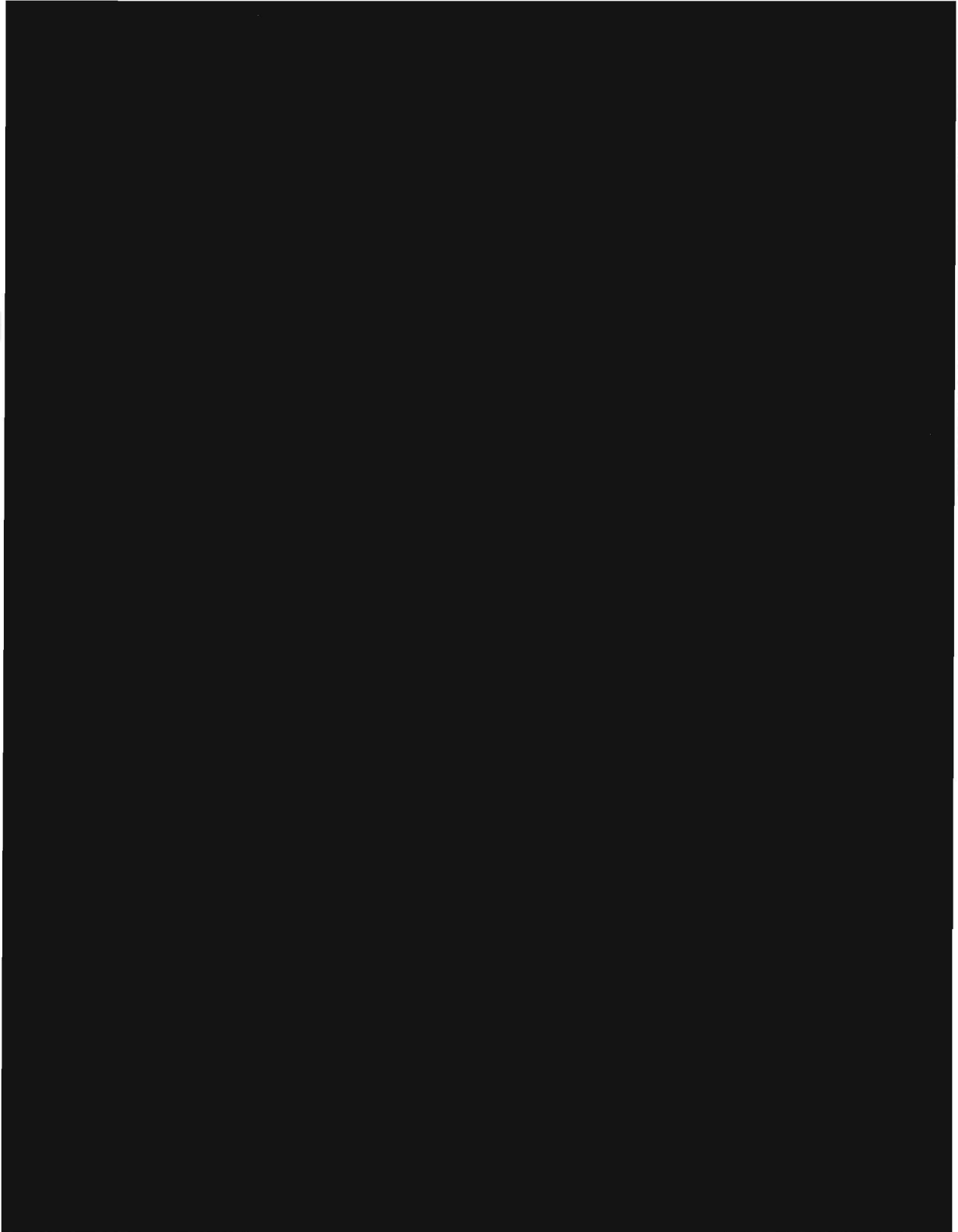
(別紙2)

イラク戦争検証に関する調査チーム(案)



極秘

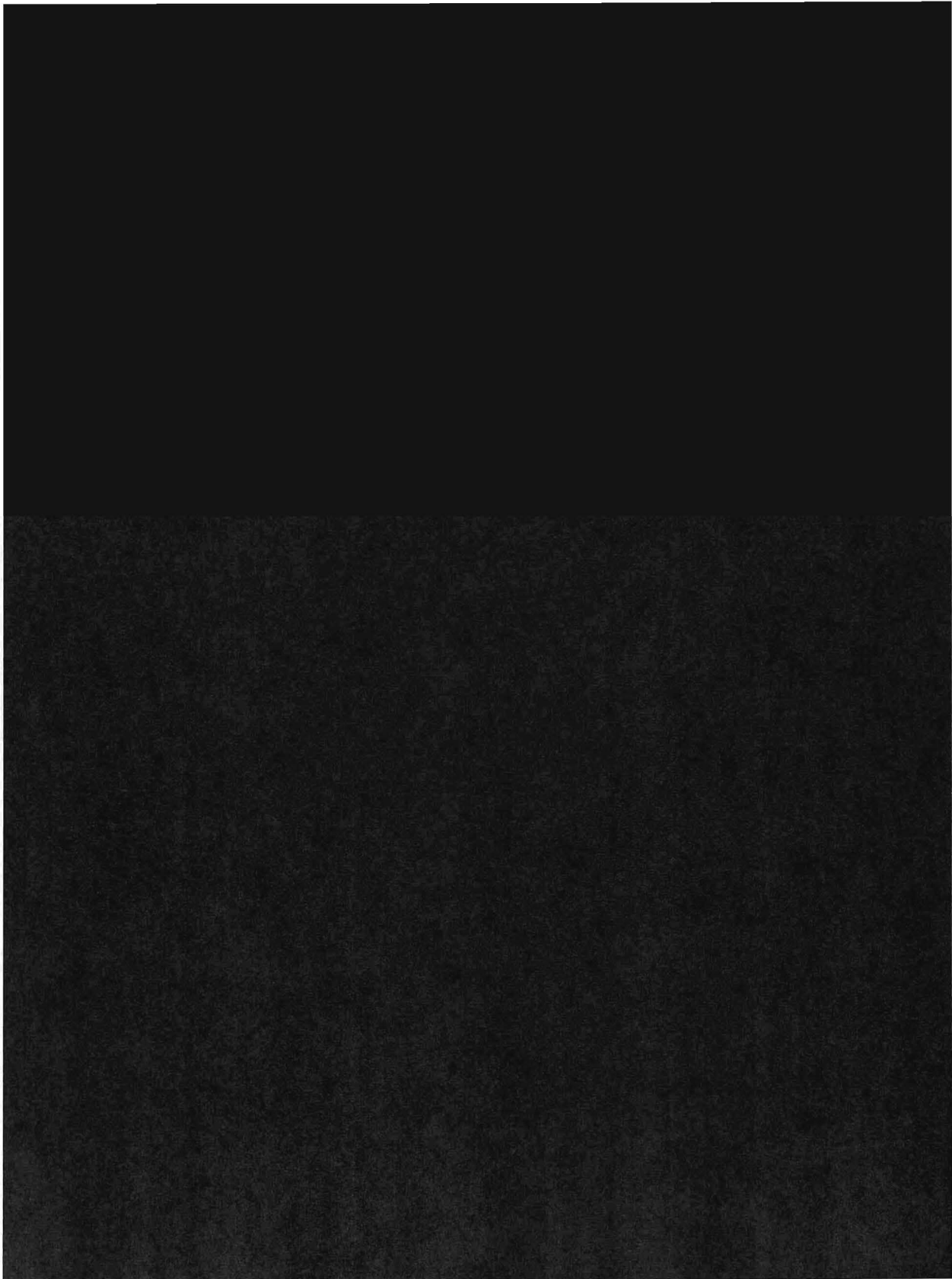
イラク戦争検証についての検討



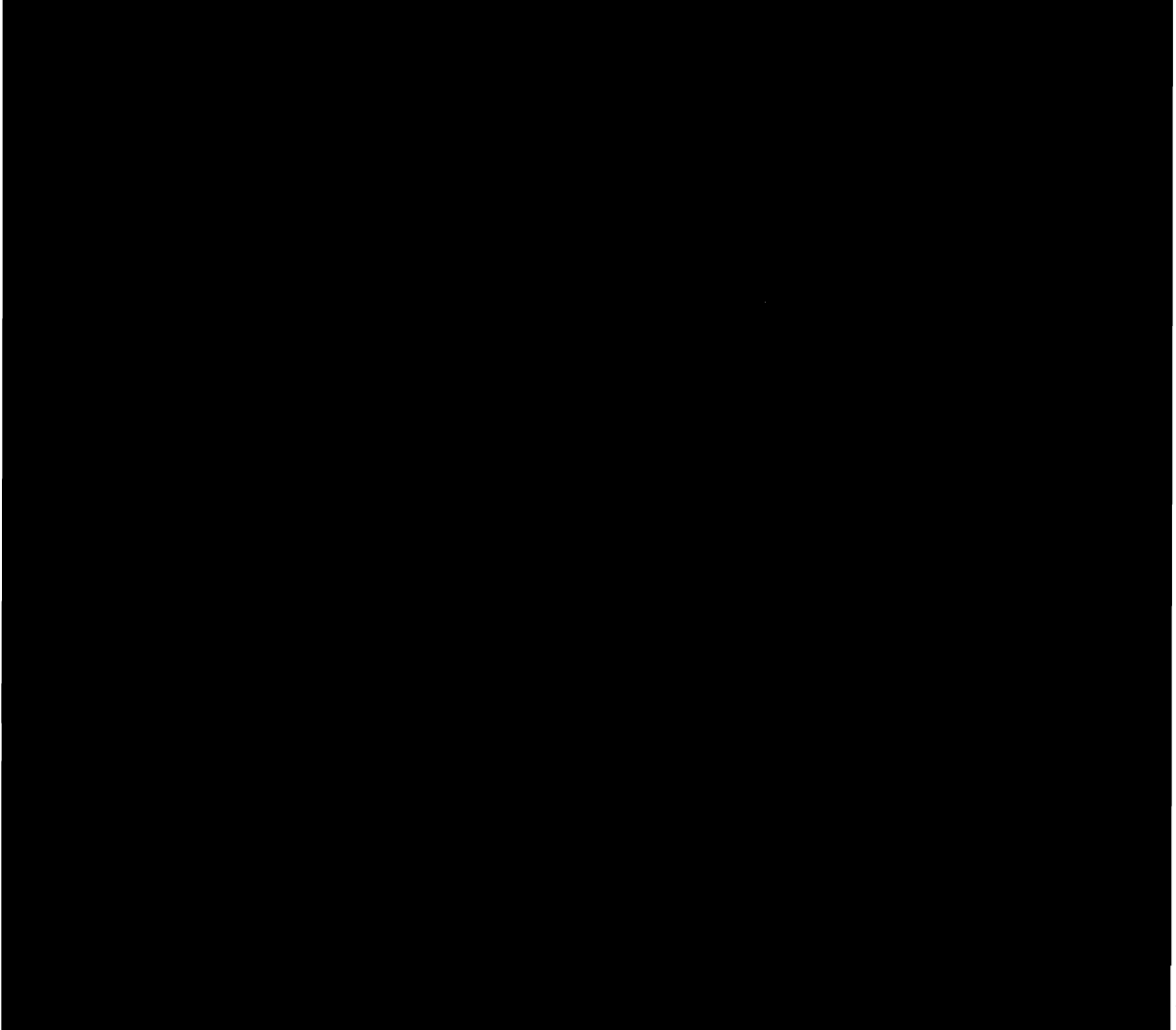


極秘

イラク戦争検証についての検討



イラク戦争検証について省内検討の経緯（メモ）



イラク戦争検証についての検討ペーパー

検証のやり方として以下1. のスコープが考えられるが、以下2. 及び3. の諸点を十分考慮する必要がある。

1. 検証のスコープ



2. 留意点

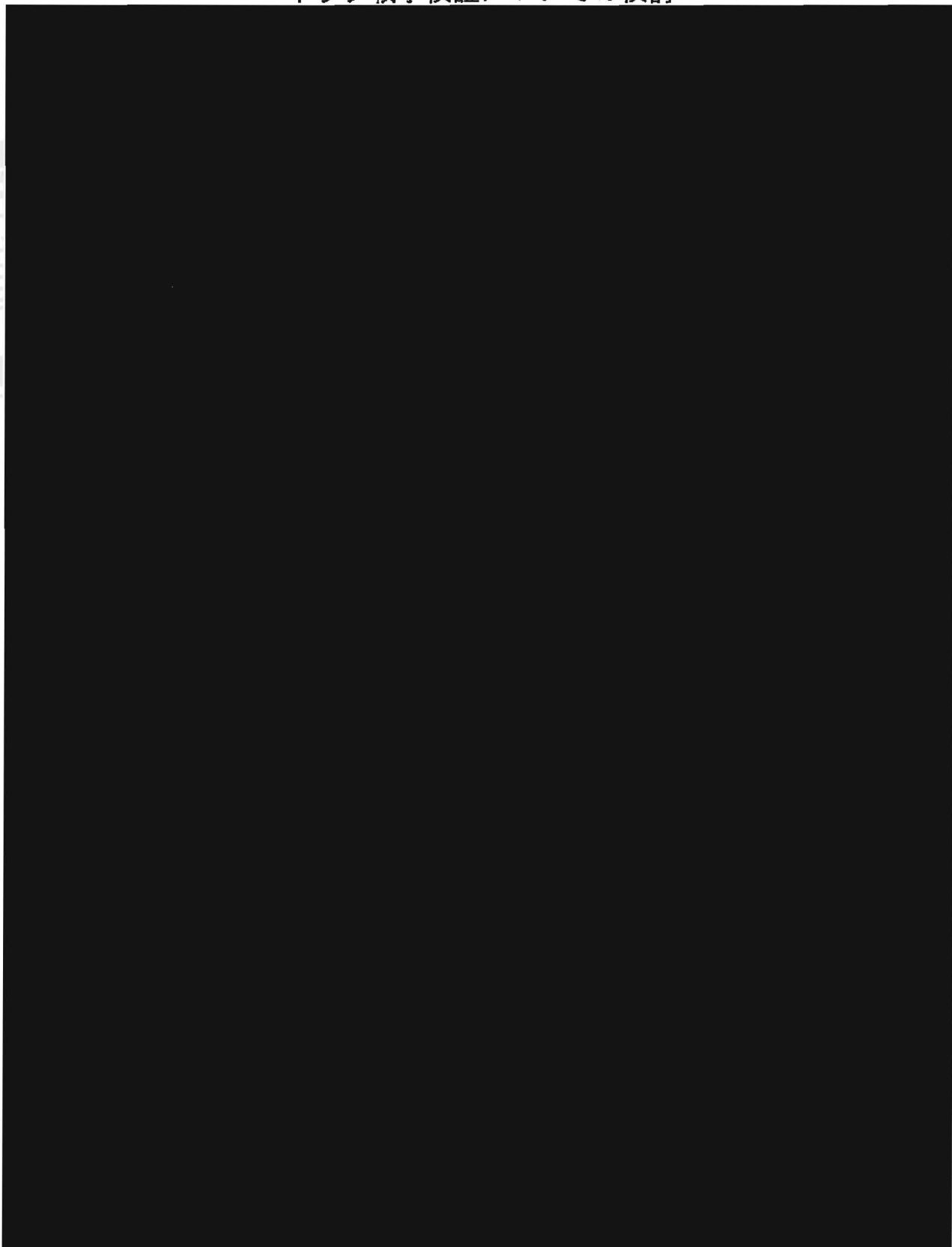


3. 検証のインプリケーション



極秘

イラク戦争検証についての検討



イラク戦争検証についての検討ペーパー

検証のやり方として以下1. のスコープが考えられるが、以下2. 及び3. の諸点を十分考慮する必要がある。

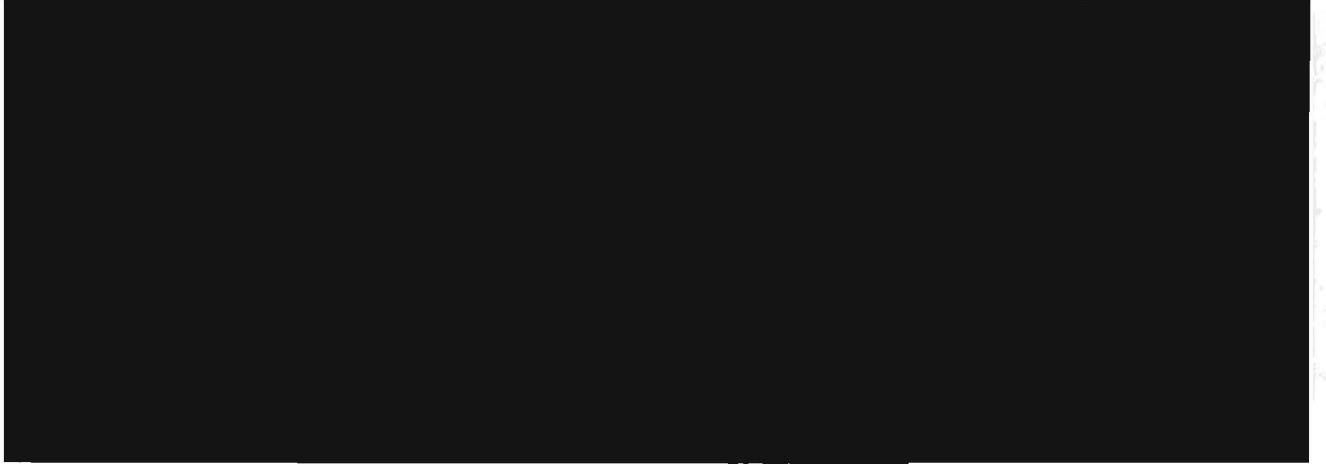
1. 検証のスコープ



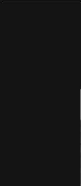
2. 留意点

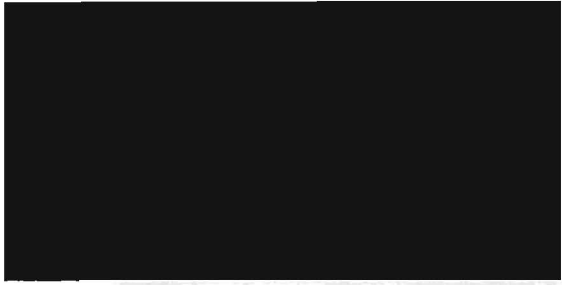


3. 検証のインプリケーション

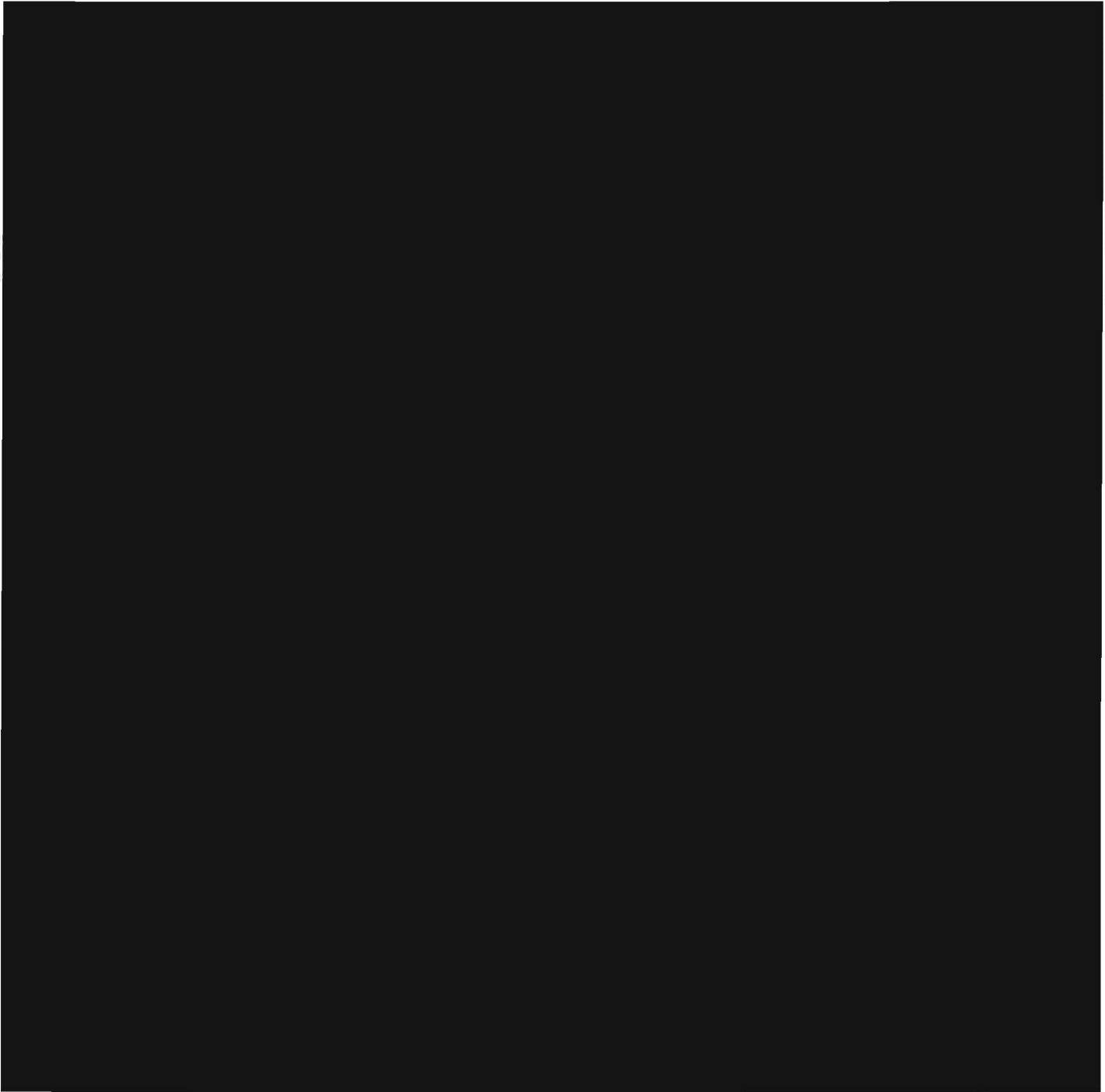


報告書案のイメージ

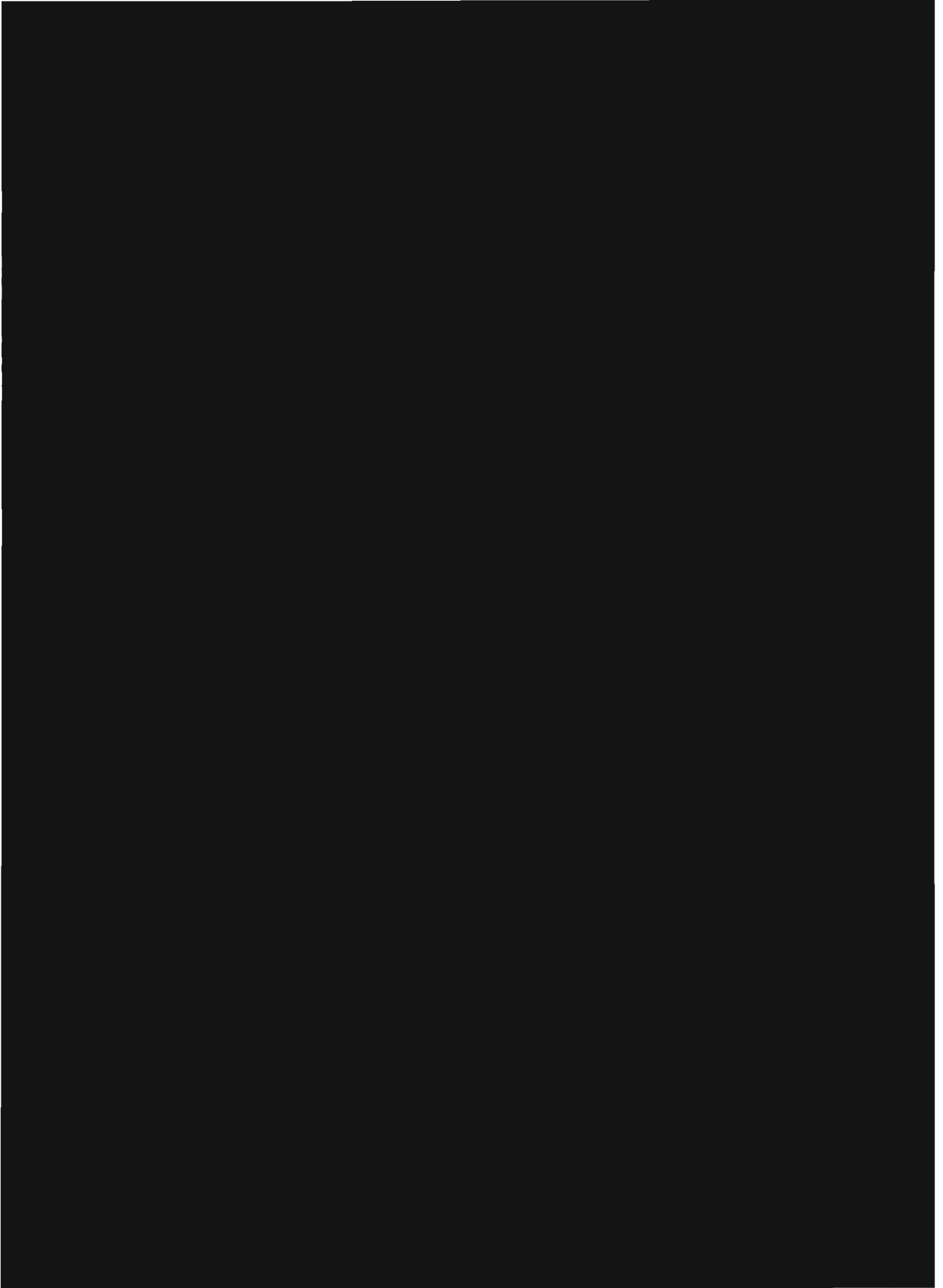




中間報告案のイメージ



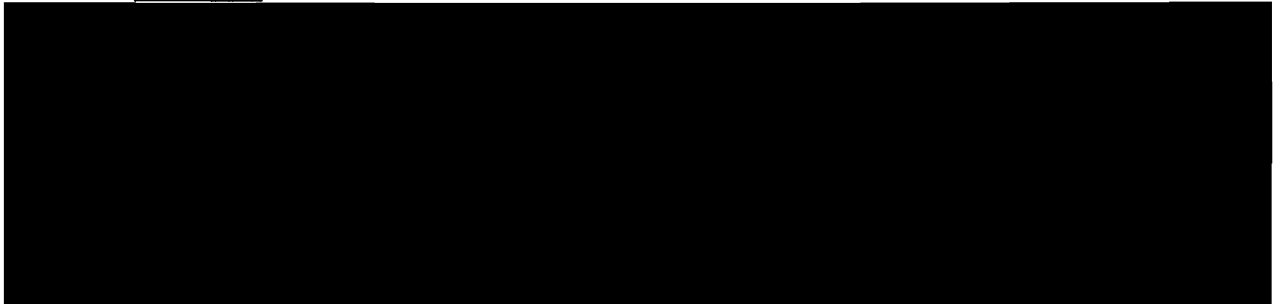
イラク戦争検証：スケジュール（案）



極秘

イラク戦検証
(作業等の段取り)

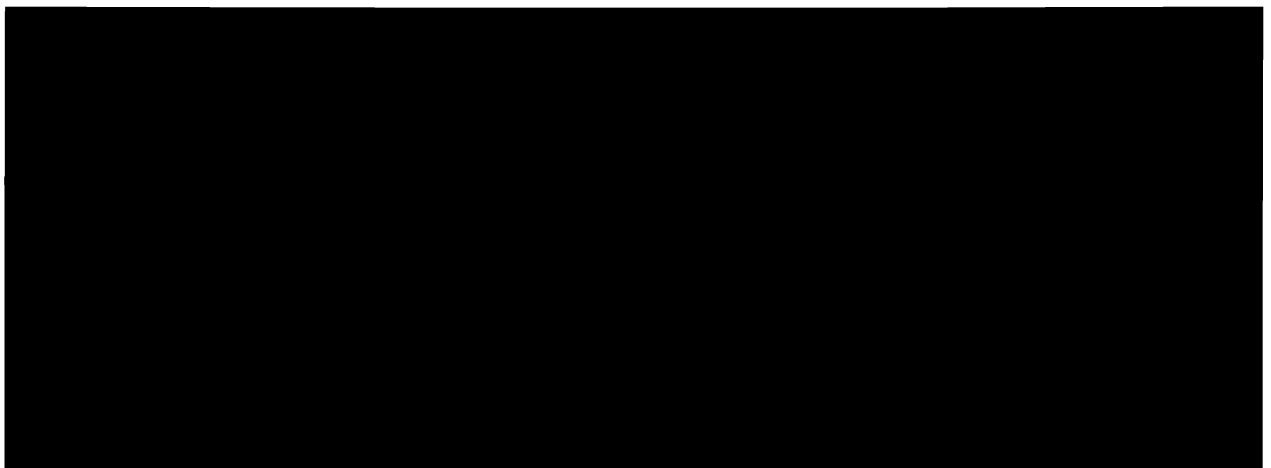
1. 作業内容



2. 作業体制



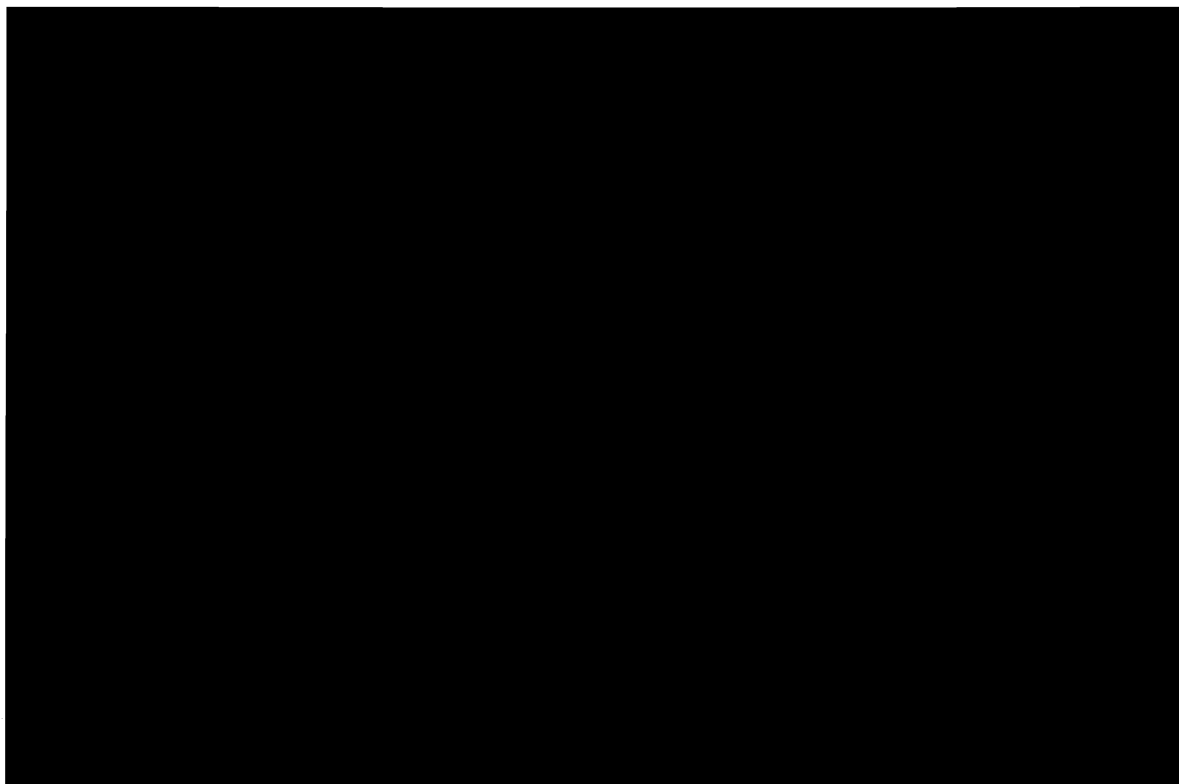
3. 作業期間



「イラク戦争検証チーム」人員体制（案）

●チーム長

・石川 和秀 在米大次席公使（昭和55年入省、I種）



秘

イラク戦争検証チーム

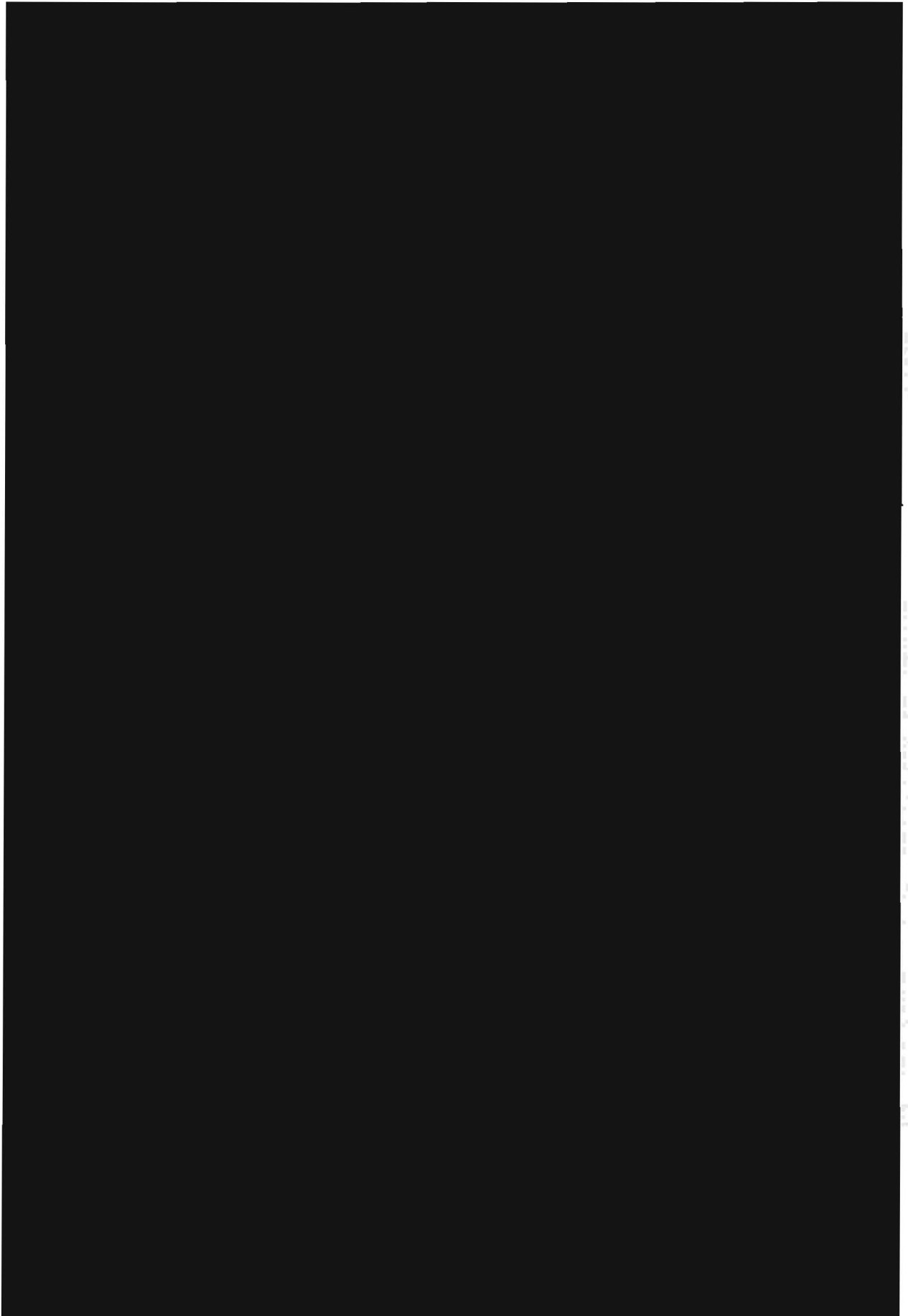
([redacted] 議論のたたき台)

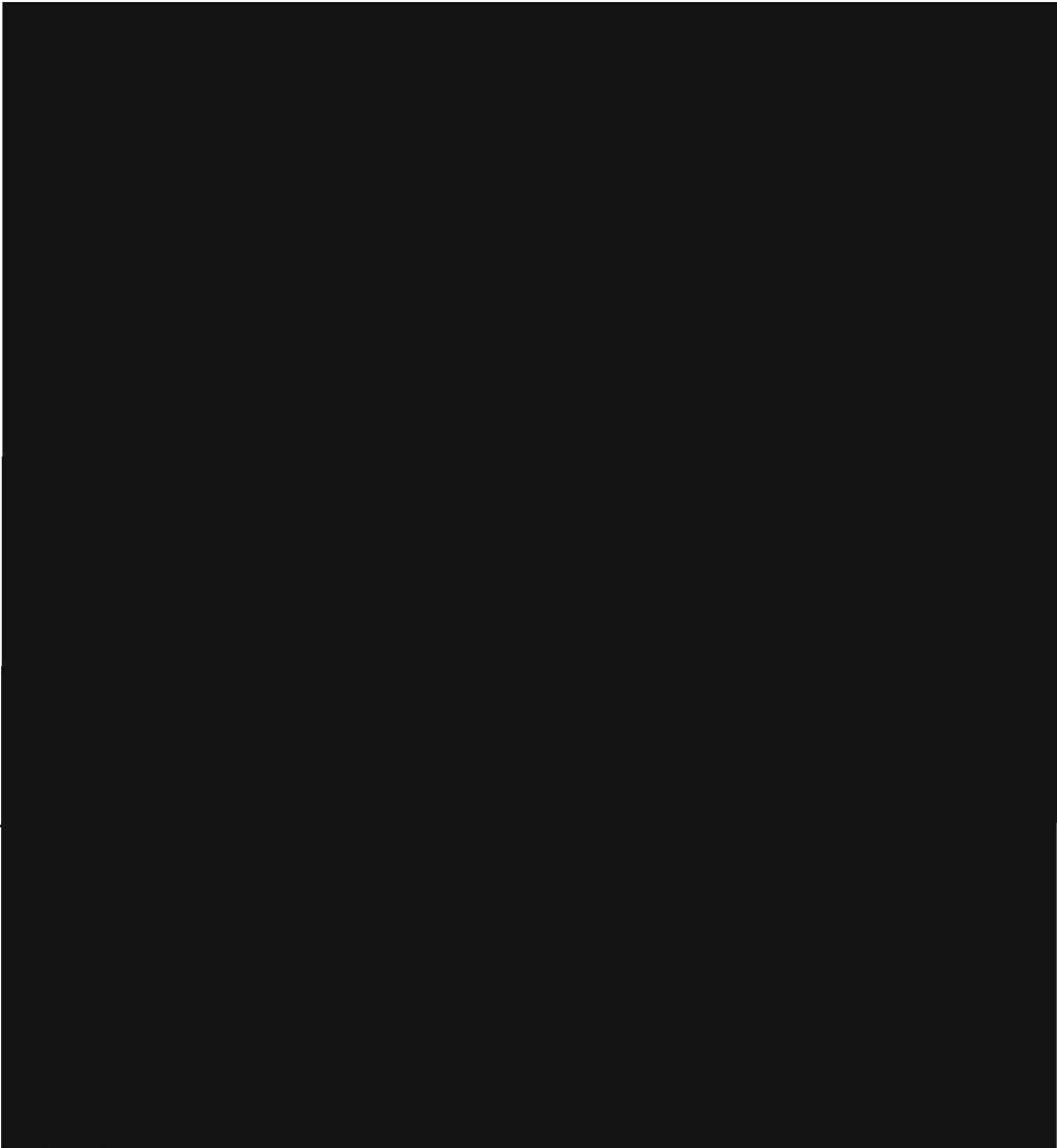
[redacted]

1. 作業スケジュール (案)

[redacted]

2. 報告書を作成する上で考慮に入れるべき論点・視点（案）



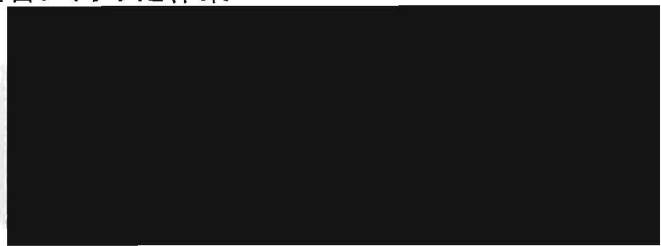


3. その他





イラク戦争検証チーム：第一回会合に向けた作業



作業スケジュール (案)

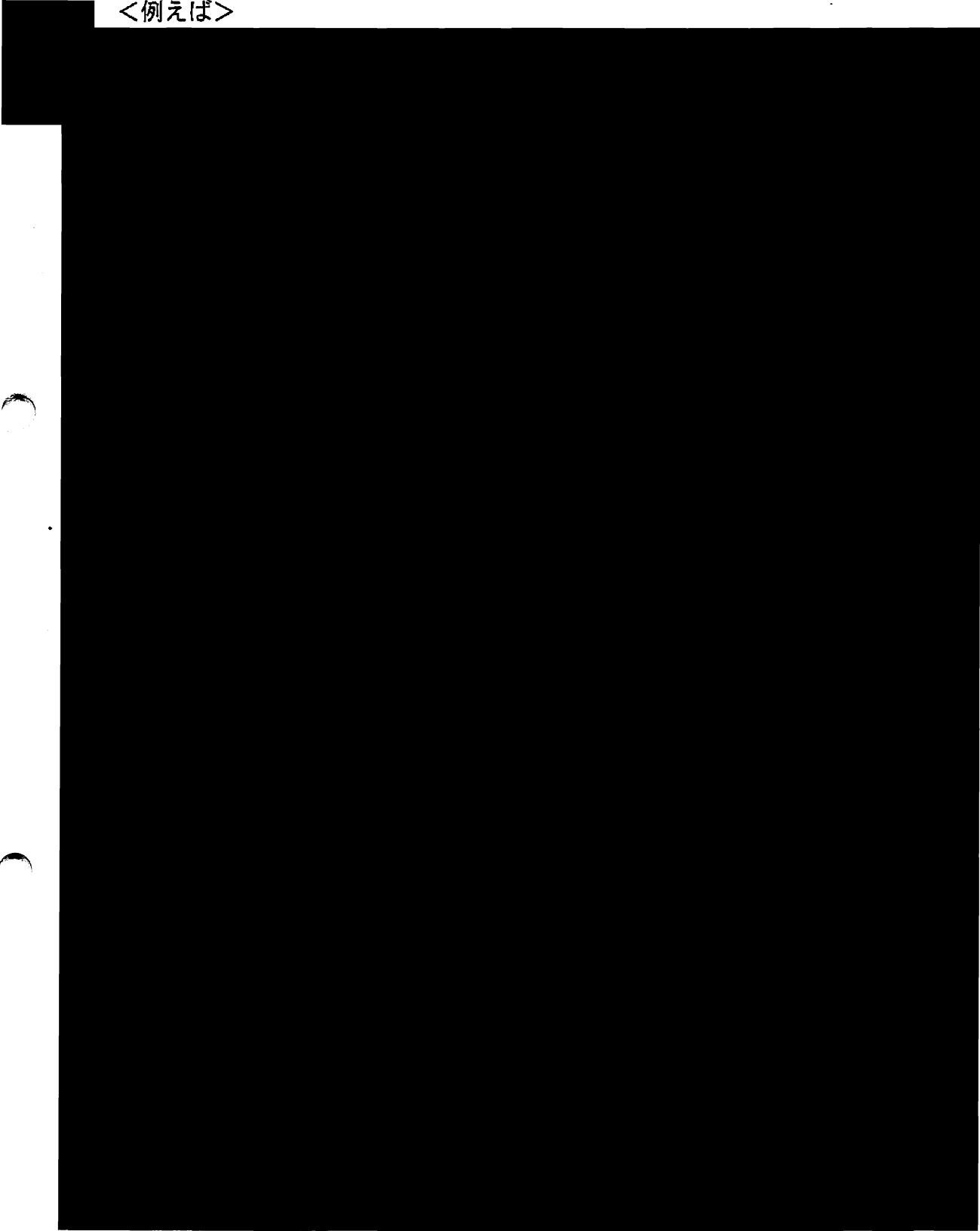


業務分担 (案)

論点リスト (案)



<例えば>



10

05

イラク戦争検証についての検討

イラク戦争検証チーム：第一回会合に向けた作業

作業スケジュール（案）



業務分担（案）

論点リスト（案）



<例えば>



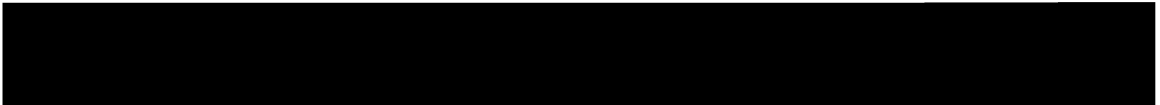
「イラク戦争検証チーム」の立ち上げについて



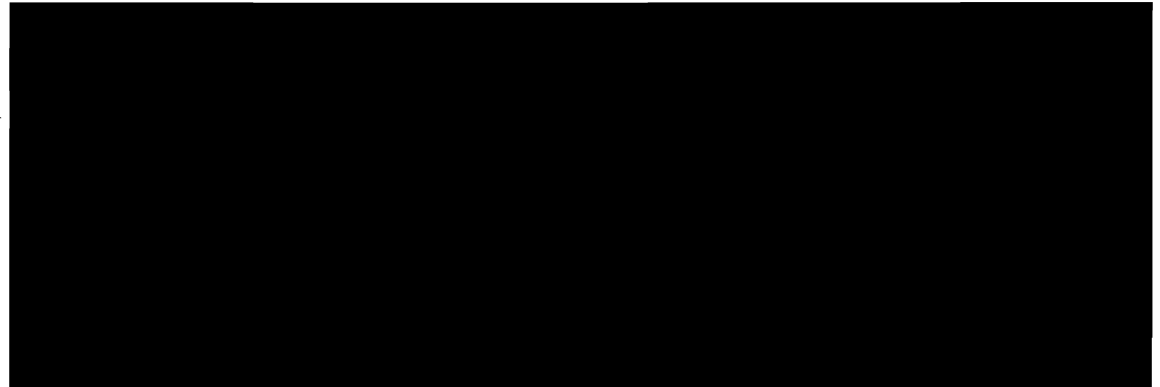
松本大臣よりご指示のあった標記チームについては、事務次官の下、以下の次第に基づき、8月〇日付けで立ち上げる



1. 人員体制



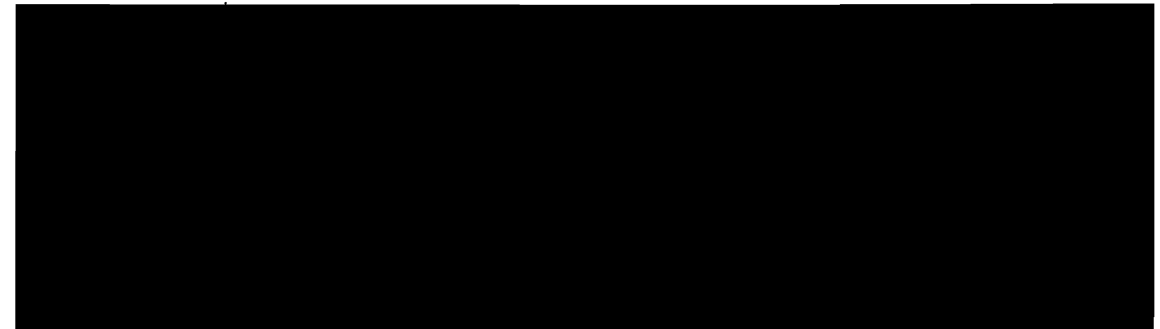
2. 作業内容



3. 作業期間



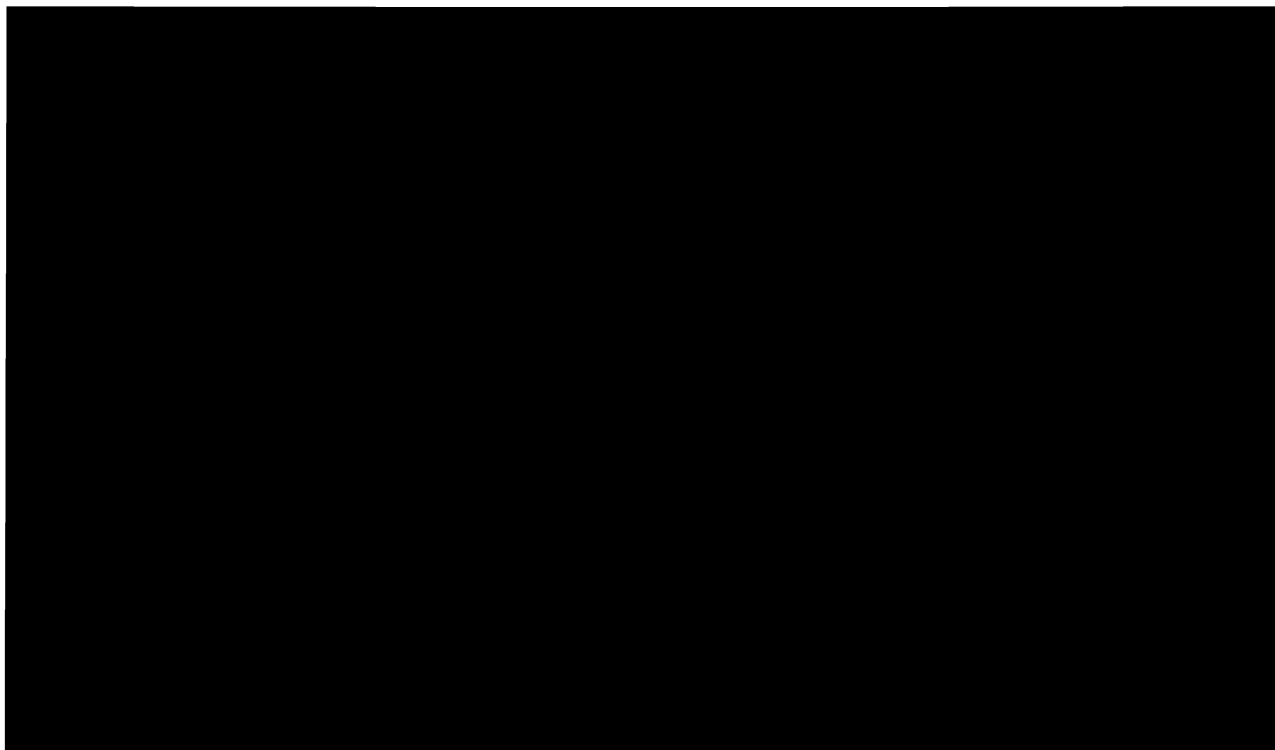
4. その他



「イラク戦争検証チーム」人員体制(案)

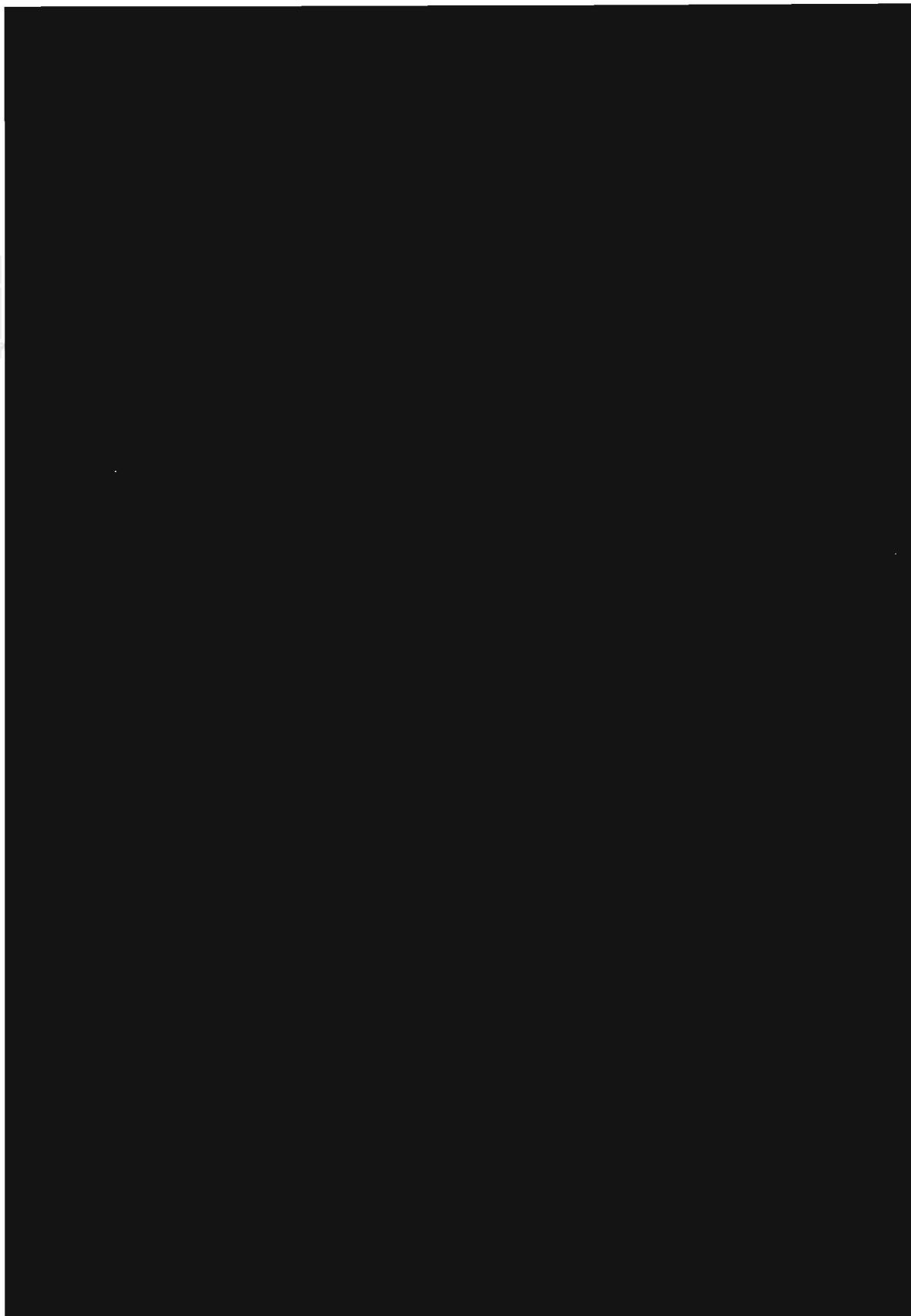
●チーム長

・石川 和秀 在米大次席公使(昭和55年入省、I種)



極秘

イラク戦争検証についての検討

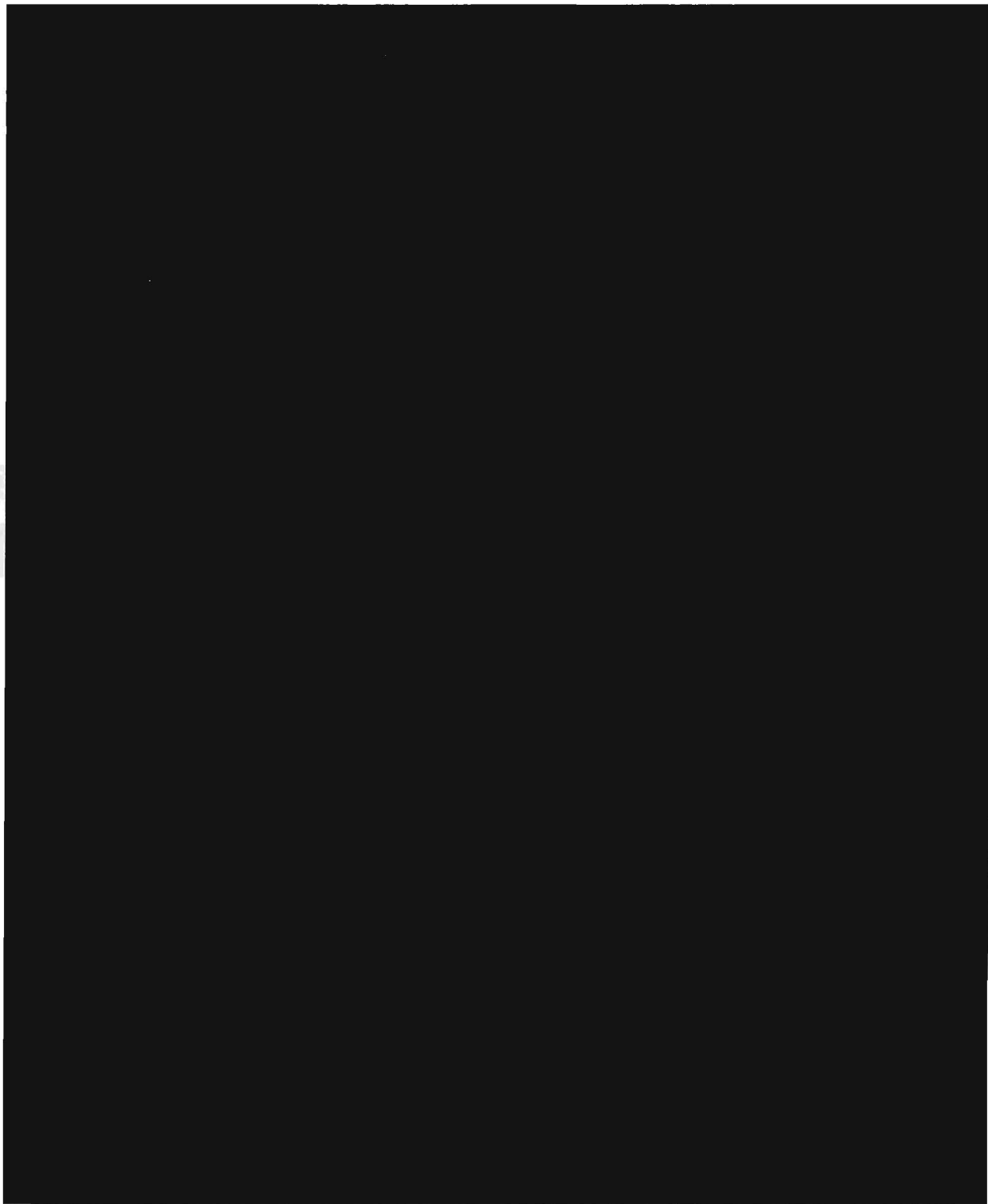


報告書案のイメージの項目に関連する文書



情報収集についての検証：





分析についての検証





政策決定・実施についての検証





国民への説明責任についての検証：



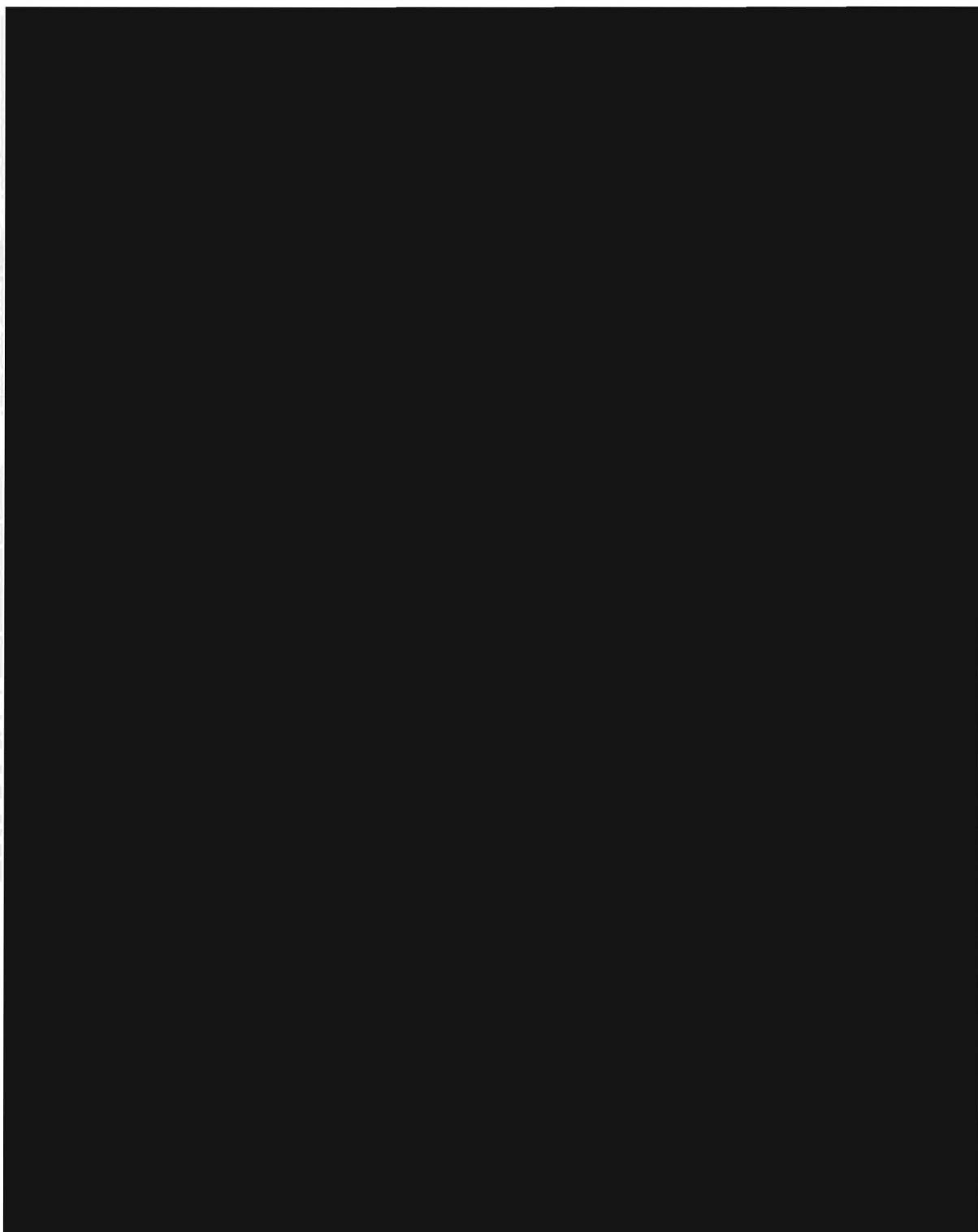


結論と教訓



極秘

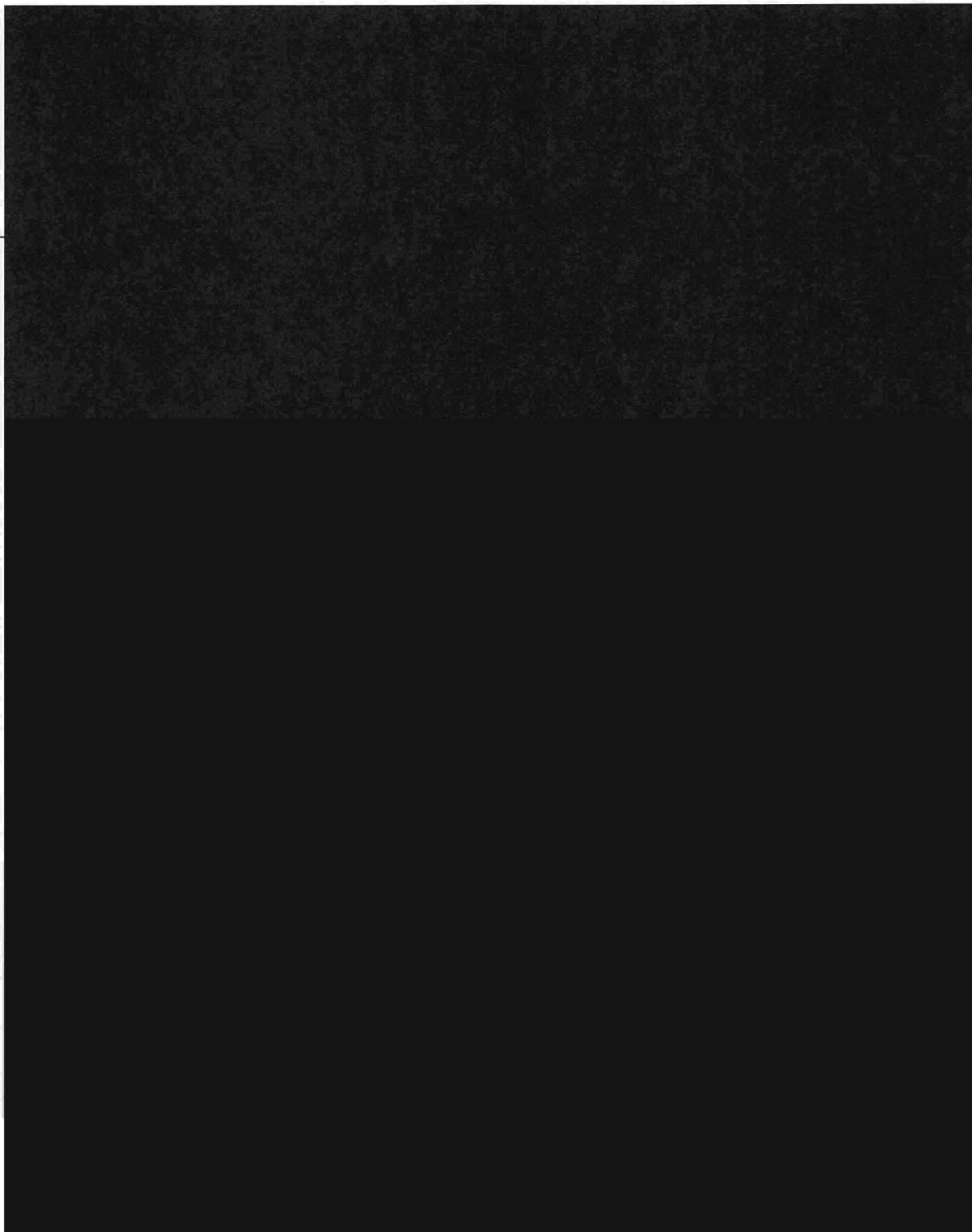
イラク戦争検証についての検討





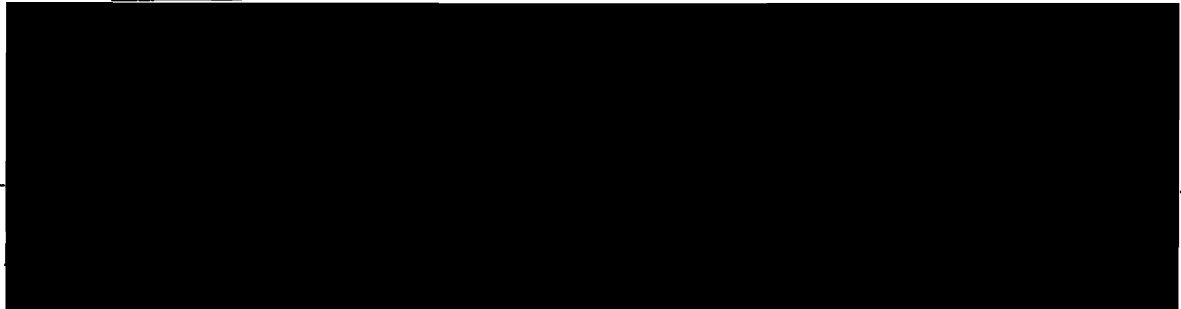
極秘

イラク戦争検証についての検討



イラク戦検証
(作業等の段取り)

1. 作業内容



2. 作業体制



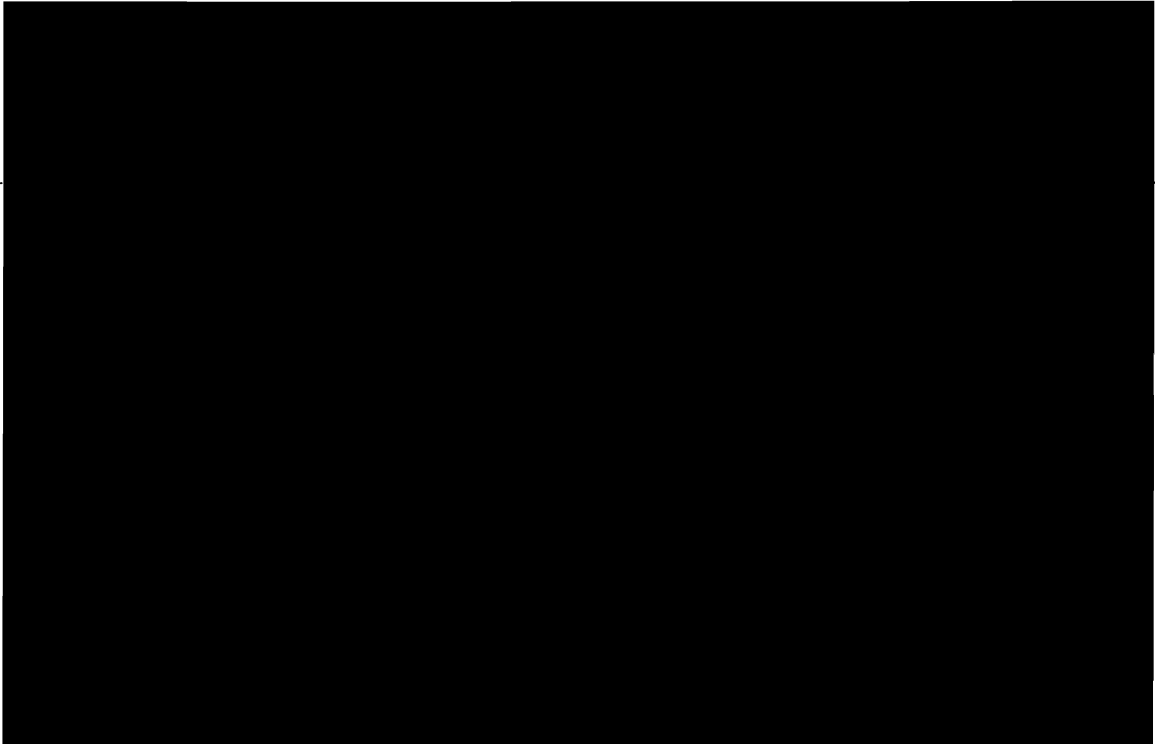
3. 作業期間



「イラク戦争検証チーム」人員体制（案）

●チーム長


・石川 和秀 在米大次席公使（昭和55年入省、I種）





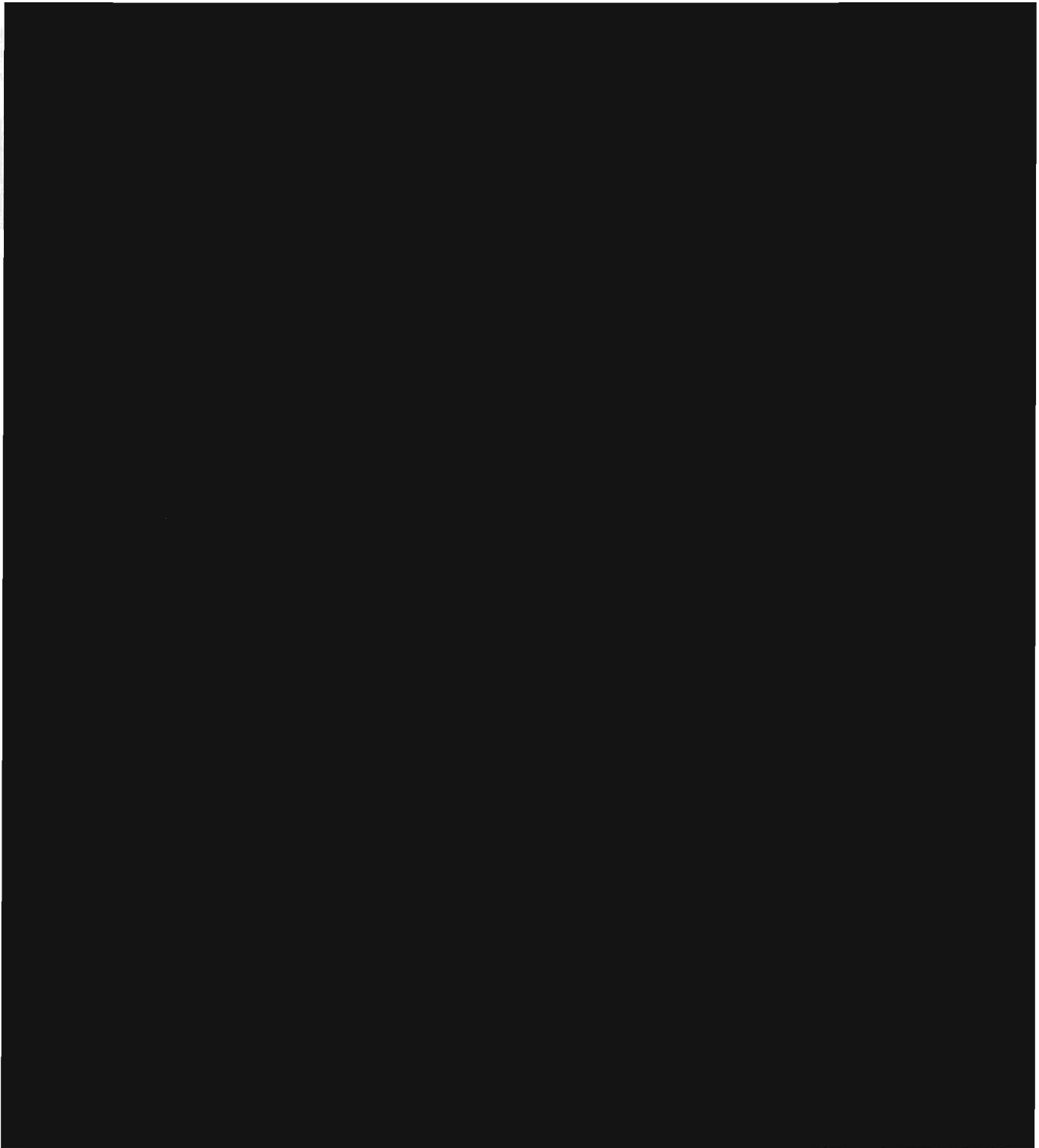
極秘

イラク戦争検証チーム

( 議論のたたき台)



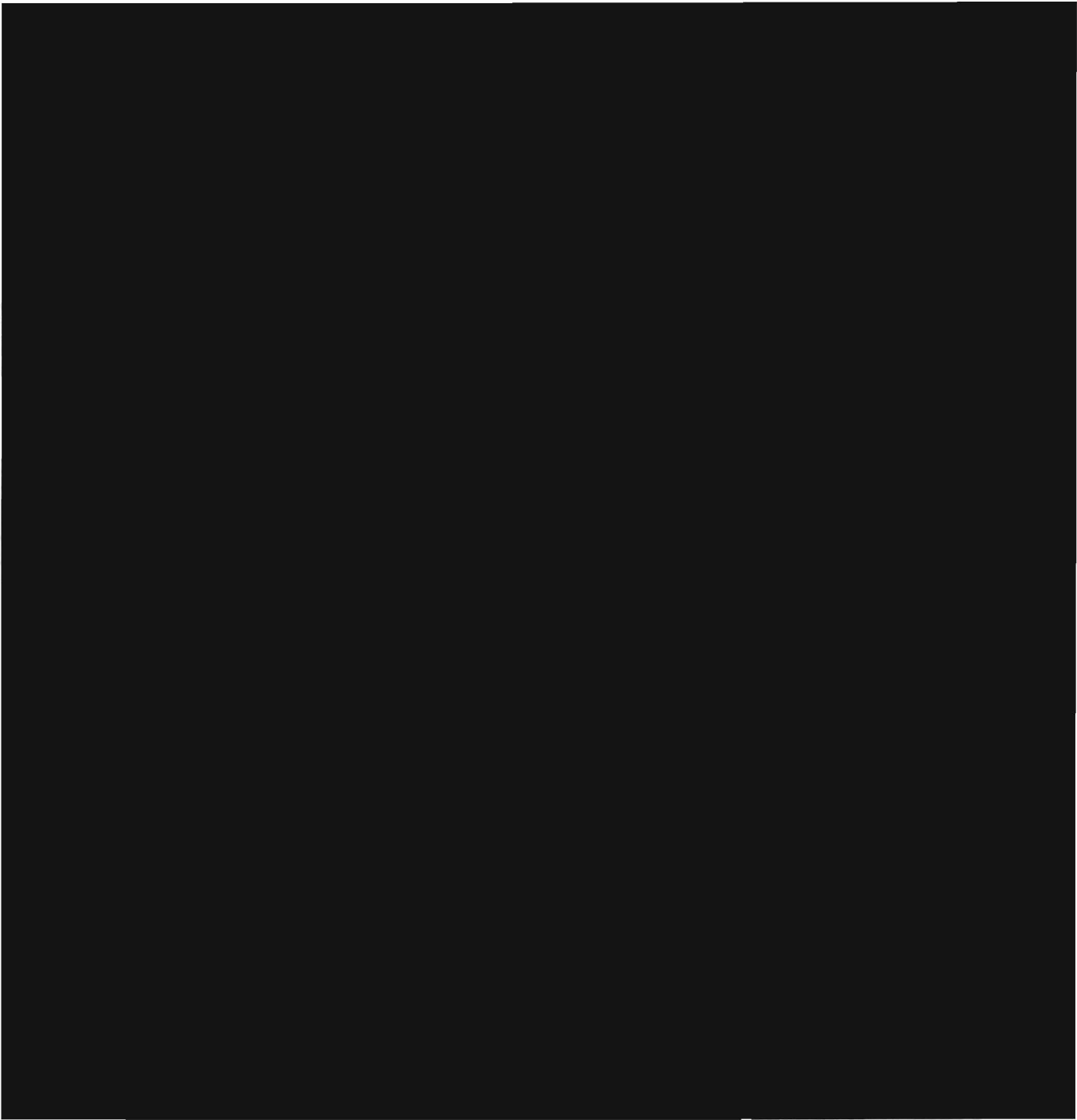
1. 作業スケジュール (案)





2. 報告書を作成する上で考慮に入れるべき論点・視点 (案)





3. その他



イラク戦争検証についての検討ペーパー

1. 検証のスコープ

2. 留意点



3. 検証のインプリケーション



イラク戦争検証チーム：第一回会合に向けた作業

作業スケジュール (案)



業務分担 (案)



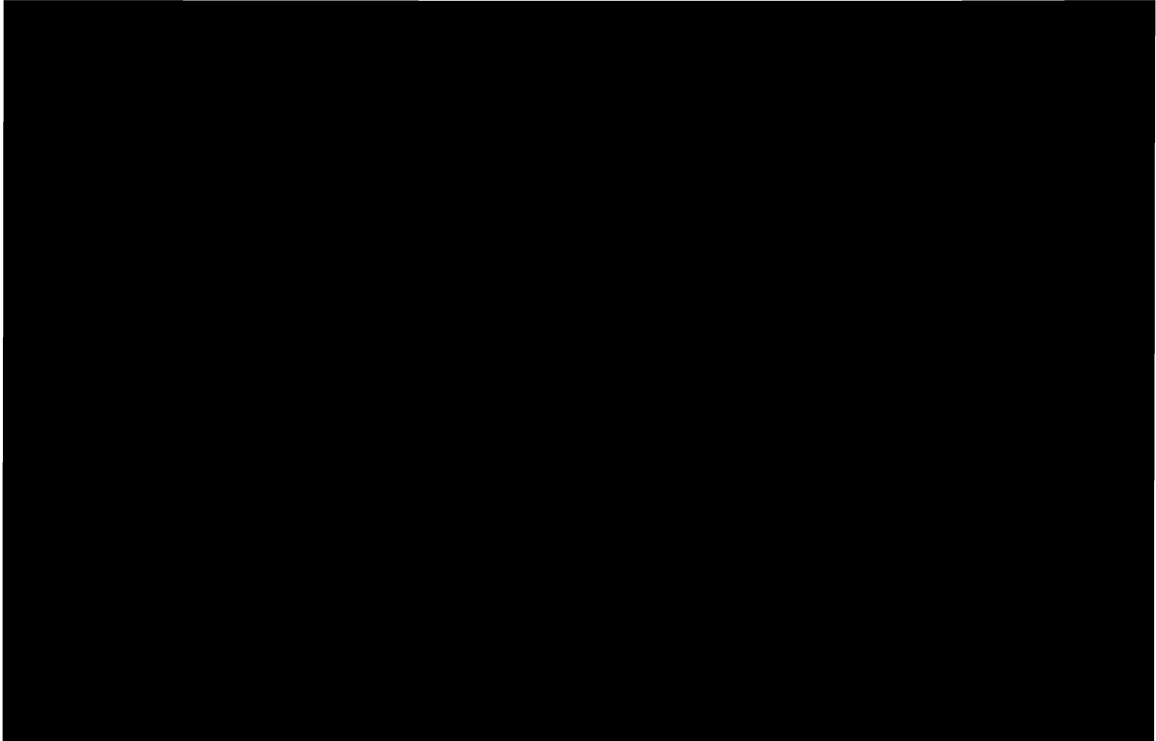
論点リスト (案)



イラク戦争検証チーム：第一回会合に向けた作業



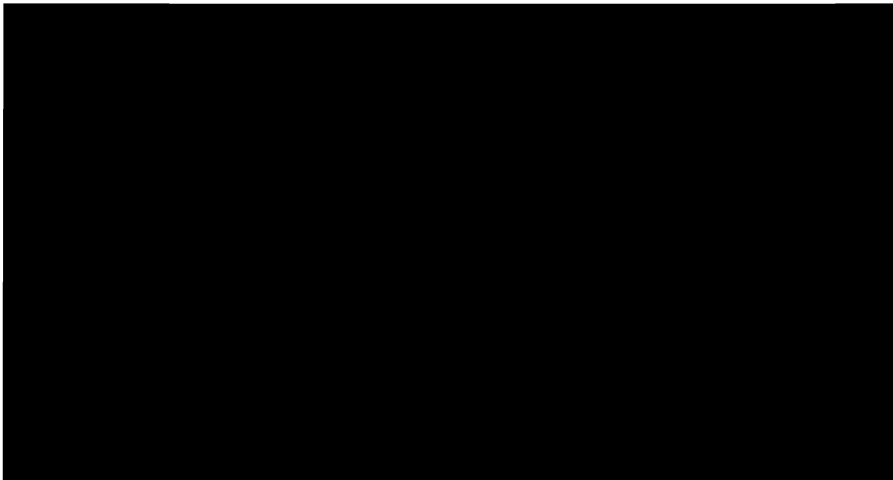
作業スケジュール (案)



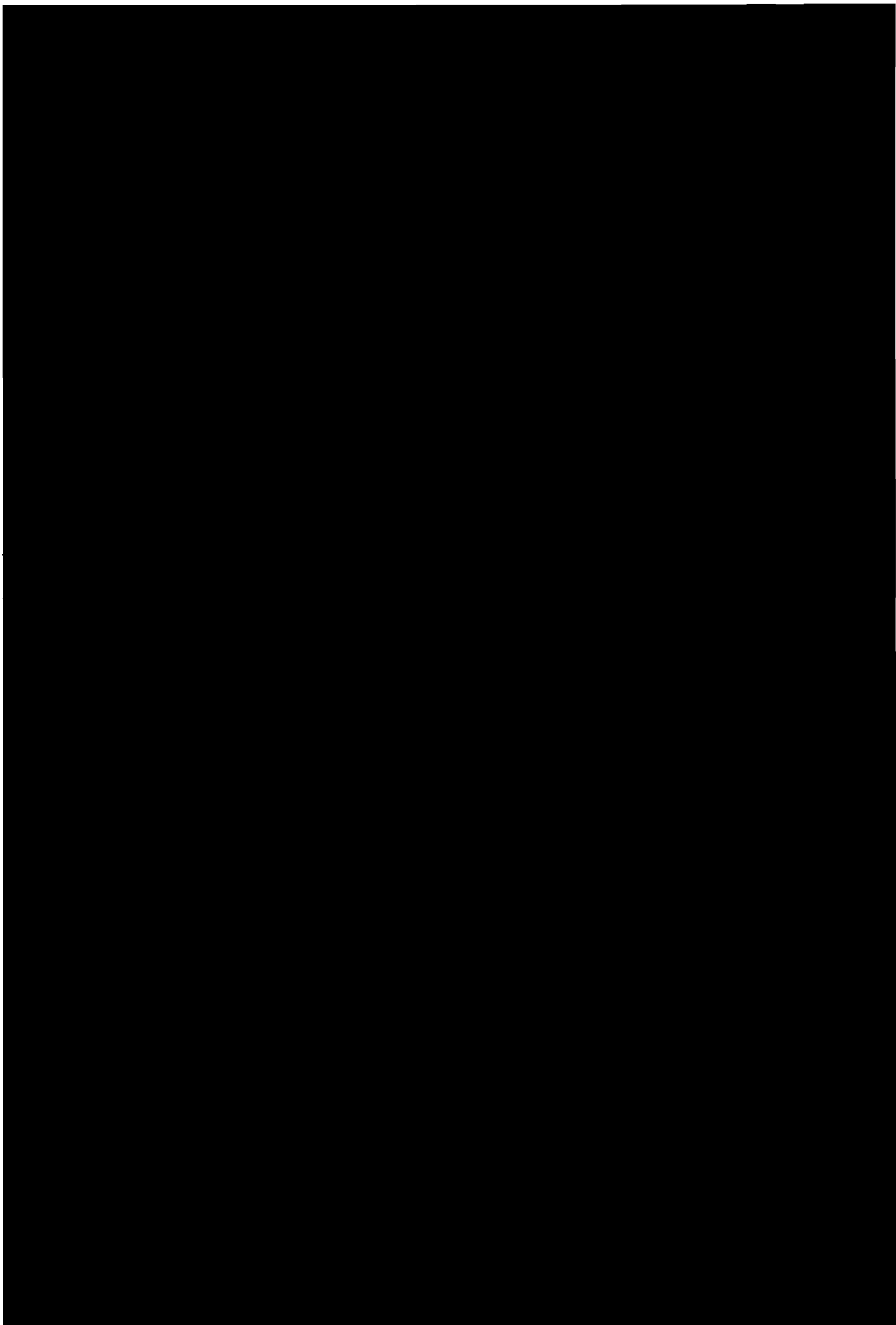
業務分担 (案)



論点リスト (案)



(別添)

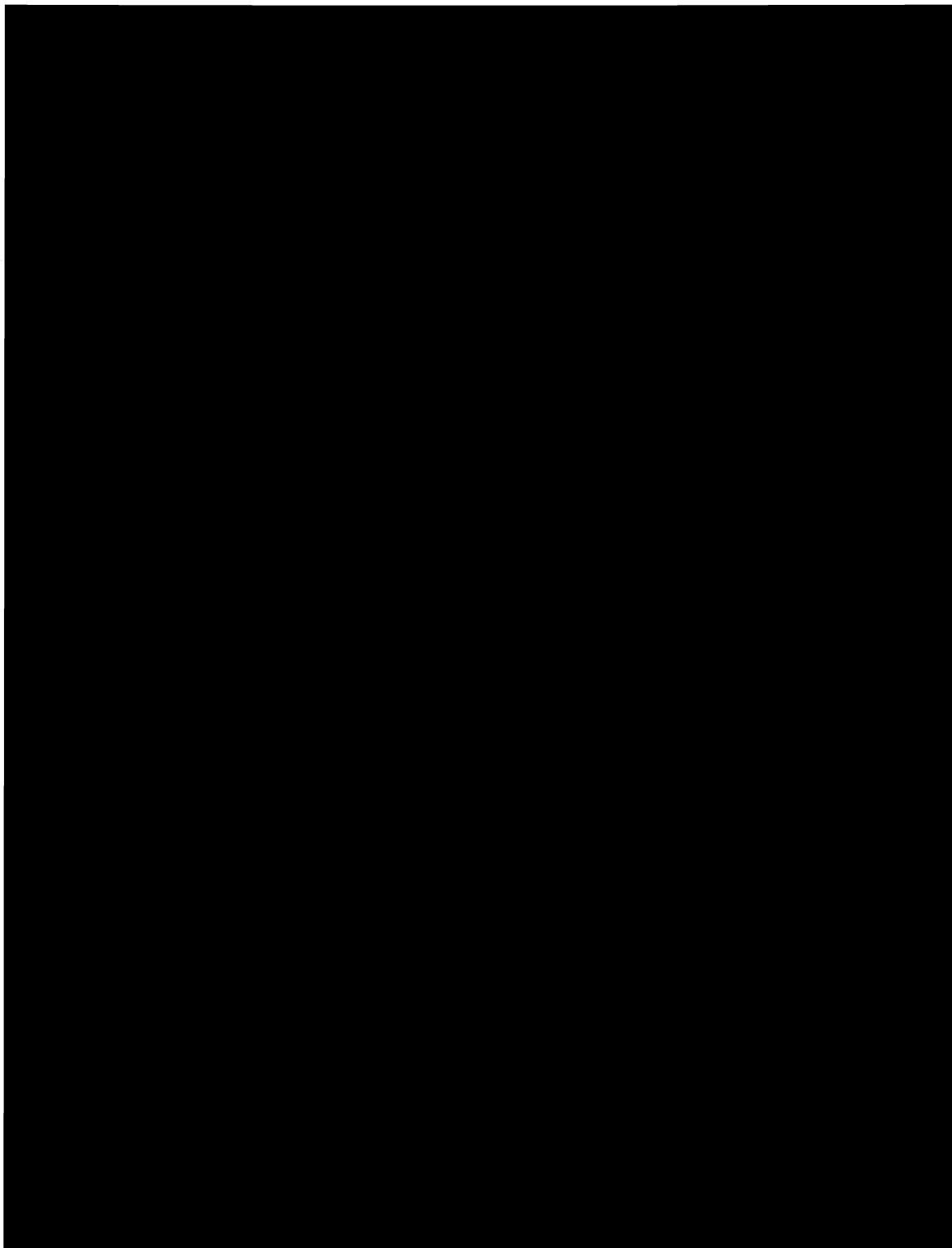


0

0

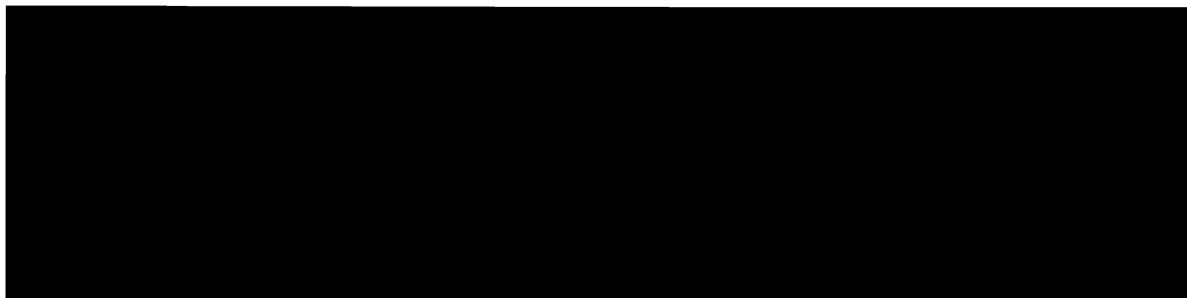
極秘

イラク戦争検証についての検討

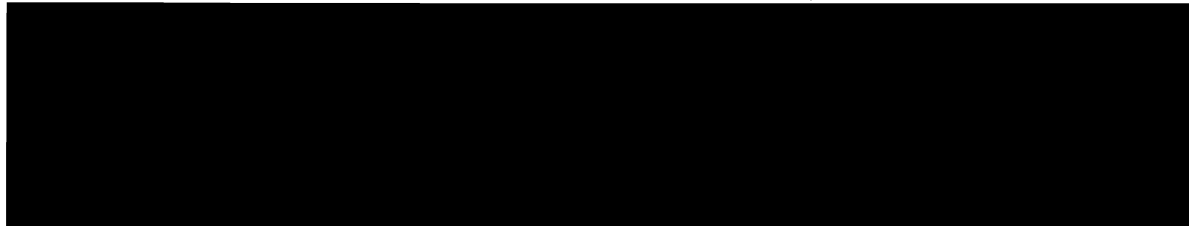


イラク戦検証
(作業等の段取り)

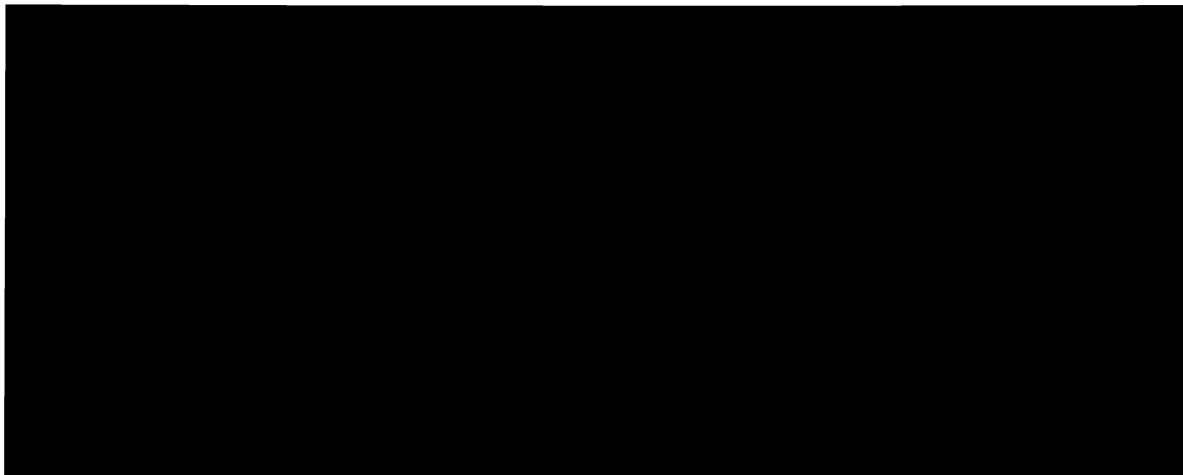
1. 作業内容



2. 作業体制



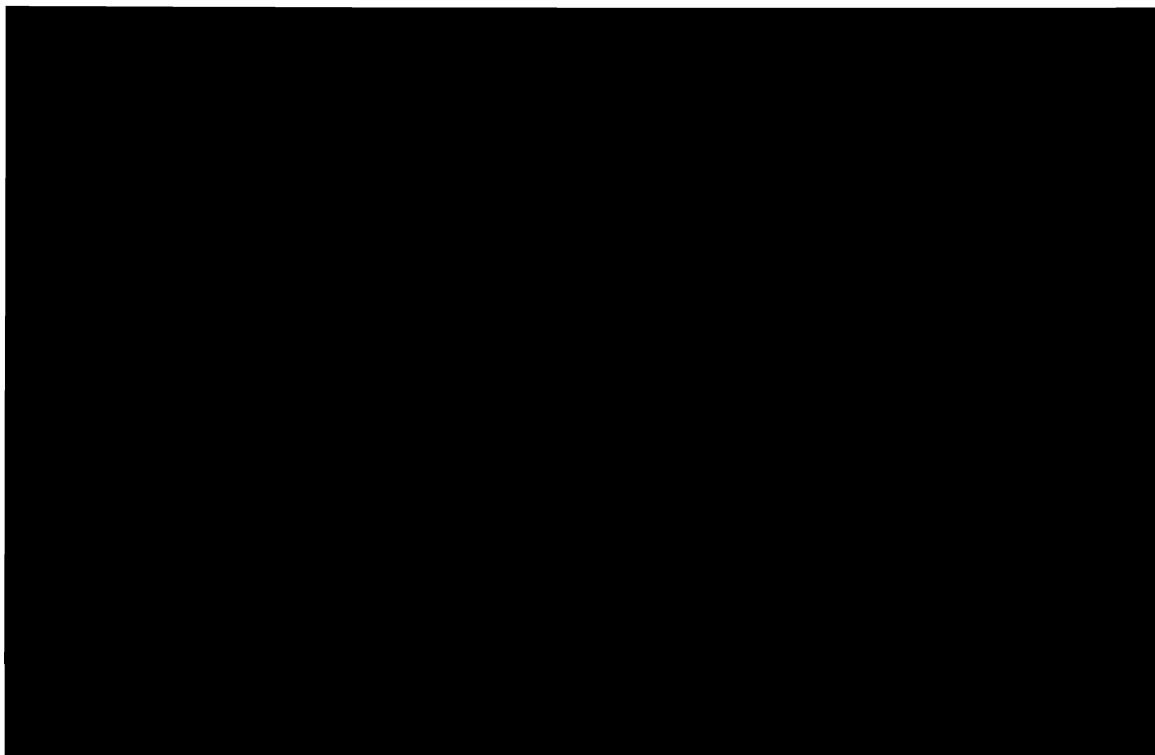
3. 作業期間



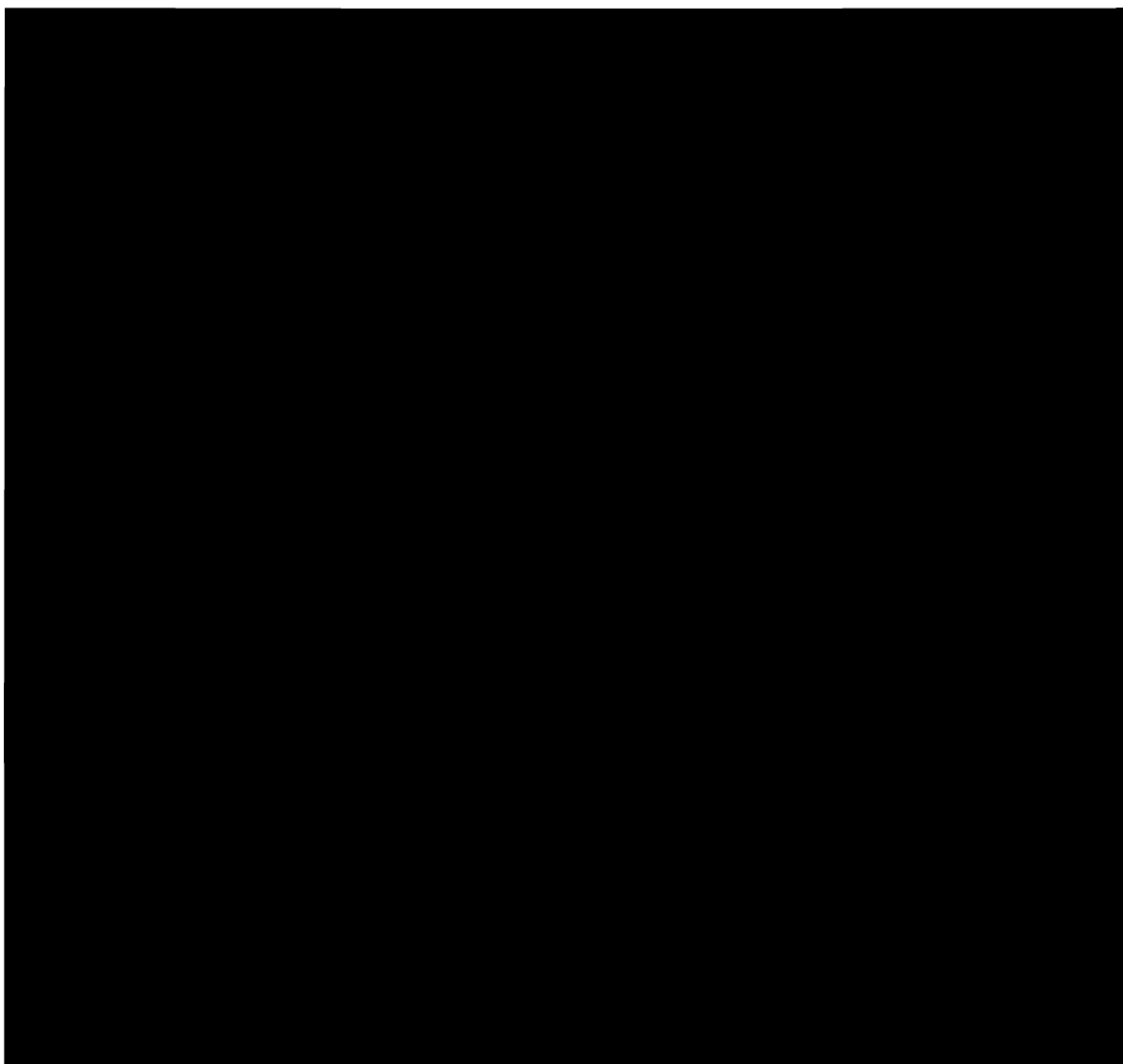
「イラク戦争検証チーム」人員体制（案）

●チーム長

- ・石川 和秀 在米大次席公使（昭和55年入省、I種）



イラク戦争検証について省内検討の経緯（メモ）




イラク戦争検証についての検討ペーパー

1. 検証のスコープ

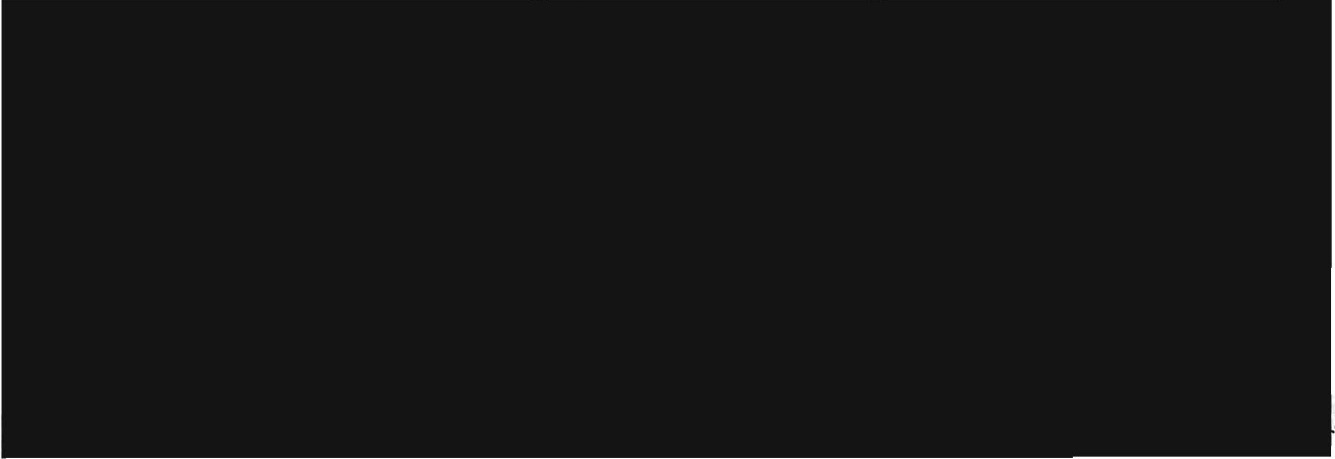


2. 留意点





3. 検証のインプリケーション



手持ち

秘

各国によるイラク戦争検証の動き

イラク戦争についてこれまで調査・検証を行った又は現在実施中の国は米、英、蘭、豪州の4カ国。

1. イギリス

●イラク戦争調査委員会（「チルコット」委員会）

(1) 設立

2009年6月、ブラウン首相は対イラク武力行使に関する英国政府の意思決定に関する調査委員会を設置。

(2) 委員会の構成

①委員長はチルコット元スコットランド省次官。

②以下、歴史家のローレンス・フリードマン、歴史家のマーティン・ギルバード、元外交官のロデリク・リン、上院議員ウシャ・プラシャ男爵夫人の4名の委員から構成。

③委員会を補佐する主要関係省庁（内閣府、外務省、国防省、国際開発省）等からの出向者10名から構成される事務局を有する。

(3) 目的・調査対象

①英政府のイラクへの関与の検証。

イラク戦争への参加及びその後の復興活動に関する意思決定について、政府内でどのような手続・プロセスが踏まれたか、これに法的もしくは的確な情報の裏付けがあったか。

②戦争自体の適否は評価しない。

③将来の国際紛争等同様の事例に際して適切に対処するための教訓を学びとること。

④調査対象期間は2001年から2009年7月末まで。

(4) 調査結果

2011年初旬に報告書は首相に提出され、議会文書となり審議される予定であったが提出が遅れている模様（2012年公表との情報あり）。報告書の内容は国家の安全を害する等の事由により不開示と判断される部分以外は公表される。

(5) その他（情報へのアクセス）

委員会は、政府文書の提出、証言への協力、機密事項の取り扱い等につき政府との間で取り決めを行っており、すべての政府文書を閲覧できる権限及び閣僚を含む政府関係者を証人として喚問する権限を有する。

●大量破壊兵器情報に関する調査委員会（「バトラー委員会」）

（1） 設立

2004年2月、英国政府が設立。

（2） 委員会構成

委員長はバトラー卿（元内閣府長官）。

（3） 目的・調査対象

懸念国のWMD計画及び国際取引や戦争前のイラクのWMDに関するインテリジェンスについて調査し、提言を行うことを目的とする。

（4） 調査結果

- ① 2004年7月14日、報告書発表（内容は公表）。
- ② イラクの他、カーン博士、リビア、イラン、北朝鮮を例に挙げ、WMDの拡散に対抗するためにインテリジェンスの重要性を指摘。
- ③ 英国情報部（S I S）による検証手続きや資源配分、インテリジェンスの過度に厳格な縦割りに関する問題があった。また、情報機関がイラクが実際に化学兵器を所有・使用したことや国連の査察官を欺こうとし続けていたことに影響を受けていた。
- ④ 合同情報会議（J I C）の判断の基礎となったインテリジェンスの限界に関する注意がドシエ（2002年9月及び2003年1月に英国政府がイラクの大量破壊兵器に関して発表した文書）で十分明確にされなかったことは深刻な欠点。また、J I Cがドシエの作成責任部局であることを公開したことは誤りであった。

●ドシエに関する調査委員会（「ハットン委員会」）

（1） 設立

2003年8月、設立。

（2） 委員会の構成

委員長はロード・ハットン卿（常任上訴貴族、我が国の最高裁判事に相当）。

（3） 目的・調査対象

2003年1月、ドシエに、イラクの大量破壊兵器が45分以内に使用可能であるとの記述があったことに関し、BBCが英国政府は誤りであると知りながら右記載を報告書に挿入したと報道。右報道を契機に、情報操作の有無が問われたケリー博士（国防省アドバイザー）が2003年7月に自殺した事件の事実関係を調査。

(5) 調査結果

- ① 2004年1月に調査報告発表。
- ② 政府による情報操作は行われていなかった。BBC報道には根拠がない。
- ③ ケリー博士の死は自殺。

●英国下院外交委員会による調査

(1) 設立

2003年6月、調査開始。

(3) 委員会構成

英国議会の特別委員会のうち、行政監視を行う18の省別委員会の一つ。政府からは比較的独立。

(3) 目的・調査対象

2003年6月、ドシエにイラクの大量破壊兵器が45分以内に使用可能であると記載されていたことに関するBBCの報道をきっかけに、英国政府による情報操作が行われたかどうかを調査。

(4) 調査結果

- ① 2003年7月7日に調査報告公表。
- ② 大量破壊兵器を45分以内に使用可能との記述は、単一の未確認情報に基づくものであり、ドシエで強調されたほどの裏付けはなかったため、政府は何故強調したのか説明すべき。
- ③ 入手可能な証拠に基づけば、2002年9月のドシエ作成にあたって、キャンベル首相官邸報道戦略局長が不適切な影響力を行使したことはなかった。

●英国下院情報安全保障委員会による調査

(1) 設立

2003年6月、調査開始。

(2) 委員会の構成

アン・テイラー委員長。英国政府の3つの情報機関の支出、組織管理、政策に関する調査を目的に、1994年に委員会設立。委員は政府による指名。

(3) 目的・調査対象

対イラク武力行使の是非について論じているものではなく、関連する情報が適切に分析され政府の文書に反映されたか否かについて考察する。

(4) 調査結果

- ① 2003年9月9日、調査結果公表。
- ② ドシエはキャンベル首相官邸報道戦略局長や他の誰によっても魅力化されていない。
- ③ 大量破壊兵器を45分以内に使用可能との記述は、新しいもので注意をひくものであったため、情報の内容と分析について説明があるべきであった。

2. アメリカ

●大量破壊兵器に係る米国の情報能力に関する委員会（「WMD」委員会）

(1) 設立

2004年2月、ブッシュ前大統領が大統領令13328号をもって「大量破壊兵器に係る米国の情報能力に関する委員会」を設立。

(2) 委員会の構成

- ① 大統領が指名する9名の委員から構成。
- ② チャールズ・ロブ前バージニア州知事（元上院議員）及びローレンス・シルバーマン米国コロンビア特別区巡回控訴裁判所上級巡回裁判官が共同議長。

(3) 目的・調査対象

- ① イラク等における大量破壊兵器等過去の米国諜報機関による情報活動の検証。
- ② 今後の情報機関のあり方について大統領に提言する。
- ③ 調査期間は対イラク武力行使（2003年3月）以前。

(4) 調査結果

- ① 2005年3月末、同委員会は大統領宛報告書を発表。
- ② その中でイラクについて、情報機関は対イラク軍事行動開始以前の大量破壊兵器に関するほとんどの判断について完全に誤っており、かかる誤りの主たる原因は、情報収集能力の欠如や収集した情報を分析する際の誤りにあるとした。

(5) その他（情報へのアクセス）

大統領令により委員会には任務遂行上必要となる全ての情報へのアクセスの権限が付与されている。

●米国上院情報特別委員会の報告書

(1) 設立

2003年6月、米上院情報特別委員会がイラク戦争関連情報収集・分析に関する調査を開始。

(2) 委員会の構成

委員長は、パット・ロバート上院議員。他16名の上院議員が委員。

(3) 目的・調査対象

情報機関の活動を調査。

(4) 調査結果

①2004年7月9日、報告書発表。

②2002年10月のイラクの大量破壊兵器に関する「国家情報評価(National Intelligence Estimate)」における主要な判断の大半、特に「イラクは核計画を再編している」、「イラクは生物、化学兵器を所持している」といった記述は誇張されたものであったかあるいは素材情報の裏付けのないものであった。情報機関は判断の背景にある「不確実性」について、行政府や議会の政策決定者に対し、正確かつ適切な説明を行わなかった。

③問題点の多くは、「非協力的な組織文化」及び「組織管理のまずさ」に起因するものであり、特にCIAは、情報機構の中の特殊な位置を乱用し、他の機関との情報共有を行わないことで、イラクのWMDに関する米国の戦争前の分析を損なった。

3. オランダの調査委員会（「ダーヴィッツ委員会」）

(1) 設立

2009年2月2日、バルケネンデ蘭首相が2003年における米、英による対イラク武力行使に対して蘭政府が政治的な支持を与えた問題に関し独立調査委員会を設置。

(2) 委員会の構成

委員長は元最高裁判所長官のダーヴィッツ氏（Mr. W. J. M. Davids）。その他学識者等6名の委員から構成。

(3) 目的・調査対象

①当時の蘭政府による対イラク武力行使に対する政治的支持にする準備及び意思決定プロセスを検証する（特に国際法、諜報、情報提供、軍の関与につき焦点があてられている）。

②調査期間は2002年夏から2003年夏。

(4) 調査結果

①2010年1月12日、ダーヴィッツ委員長がバルケネンデ蘭首相に対し550ページに亘る報告書を提出（内容は公表）。

②同報告書は、「1990年代に採択されたイラクに関する国連安保理決議は、

2003年の米・英の軍事介入に対して権限を付与していない。安保理決議1441が個々の国に武力行使を認めていたと合理的に解釈することはできない。政治的には更なる決議があることが望ましいが、法的な必要性はないとの政府の見解は支持できない。よって、イラク侵攻は国際法上の権限がなかった」と結論づけた。

(5) その他 (情報へのアクセス)

委員会はアクセスしたいと欲する全ての情報にアクセスでき、自由に人々を聴取できる (バルケネンデ首相の発言)。

4. オーストラリア

●豪州政府調査報告書

(1) 設立

2003年3月、ハワード首相が豪州の情報機関に関する調査を開始。同年3月1日に豪州議会の合同委員会が発表したイラクの大量破壊兵器に関する情報についての調査報告書の発表を受けた決定。

(2) 調査者

フィリップ・フラッド氏 (元外交官) が関連政府機関の協力を得て調査を実施。

(3) 目的・調査対象

イラク、ジェマ・イスラミーヤ、ソロモン諸島の事例研究を行い、情報機関の現在の監視体制及び説明責任のための仕組の有効性、政府に対する質の高い独立した情報提供について調査。

(4) 調査結果 (イラクに関する部分のみの要旨)

- ① 2004年7月、調査報告書発表 (内容は公表)。
- ② イラクのWMDに対する情報機関の分析には誤りがあり、内容に乏しく、曖昧かつ不完全だった。
- ③ イラクのWMDの備蓄の点を除けば、開戦前の情報機関の分析はおおむね正しく、イラクがWMD使用の意思と能力を有していないという結論を下す方がより困難であった
- ④ 情報機関は、情報源の多くを外国の情報機関に頼っていたものの、その分析に関しては米、英から独立していた。
- ⑤ WMDに関する情報分析に関して政策的あるいは政治的影響力が働いた証拠はない。

- ⑥ 調査の結果明らかとなった情報機関の欠陥を是正するために、情報機関の体制の強化等23項目に上る勧告を行っている。

●豪州議会合同委員会の調査報告書（詳細確認中）

(1) 設立

2003年6月、豪州上院が議会合同委員会に指示し、調査開始。

(2) 委員会の構成

委員長はホン・デービッド・ジュール議員。委員は、上下院議員7名。4名からなる事務局も設置。

(3) 目的・調査対象

当時の豪州政府が使った情報の性質、正確さ、独立性に関する検討及び豪州政府から議会に対する右情報の提示に関する正確さ及び完結性に関する検討を指示して設立。

(3) 調査結果

- ① 2003年7月5日、調査結果発表（内容は公表）。
- ② 情報分析の独立性に関して、情報機関が政治的圧力を受けることはなかった。
- ③ 情報分析の正確さに関して、情報機関は他国に比べてより抑制的かつ慎重に評価を行ったが、それでも、WMDの存在を誇張していたかどうかは議論の余地がある。
- ④ 情報の提示に関して、他国に比べてより控えめで慎重であった。首相や閣僚の発言は、米国でなされたような感情的な表現ではなかった。
- ⑤ 情報分析の独立性、正確さ、提示のそれぞれについて提言を行っている。

5. イラク監視グループ (Iraq Survey Group, ISG)

(1) 設立

2003年6月に米国国防総省がケイス・デイトン少将の指揮の下にISGを設立。

(2) 団の構成

団長は、ケイ博士(CIA特別顧問)(2003年1月23日辞任)、その後、チャールズ・ドルファーUNSCOM元副委員長。団員は、米(CIA、国防情報局、国務省、国防省、エネルギー省)、英、豪の軍関係者及び分析者(1300~1400名と見られる)。

(3) 目的・調査対象

目的は、大量破壊兵器に関するフセイン政権の経験に関する事実とその意味を提供すること。対イラク武力行使後に見つかった証拠の単なる性的な説明ではなく、動的な分析の提供を行う。

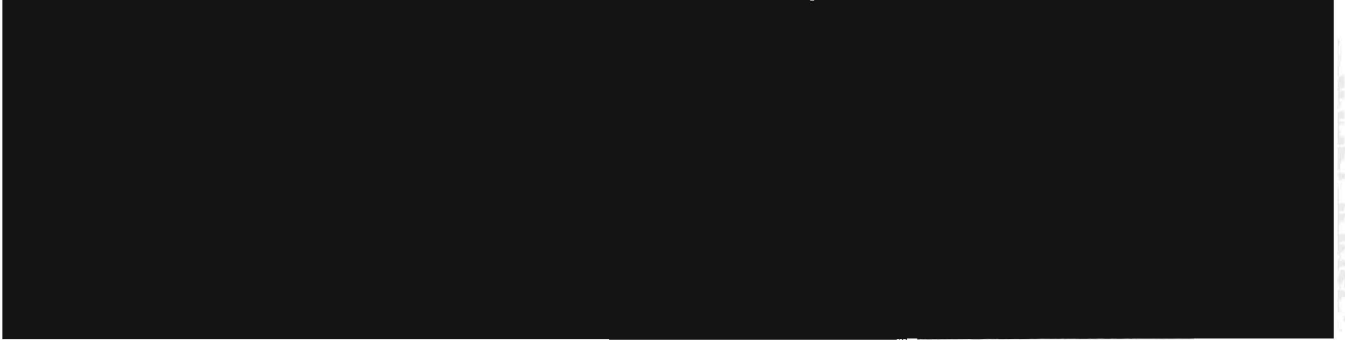
(3) 調査結果発表

- ① 2004年10月、中間報告発表。2005年4月、最終報告発表。
- ② 政権の戦略的意図として、サッダーム・フセインは、制裁が解除された時に大量破壊兵器を再構築出来る能力を維持しつつ、制裁を終わらせることを欲していた。
- ③ サッダーム・フセインは、国際的な圧力とその経済的なリスクにもかかわらず漸進的な形で核能力を開発することを望んでいたが、彼は弾道ミサイルと戦術的化学兵器能力に集中することを意図していた。
- ④ サッダーム・フセイン政権は、制裁解除後に大量破壊兵器を復活させるための公式の文書による戦略や計画は有していなかったが、彼の部下は大量破壊兵器の復活が目的であることを理解していた。
- ⑤ イラク政府及び連合軍が、前イラク政権が誤って放置したり1991年に不適切に処分された、危険性の低下した化学兵器を、今後もある程度発見することはあるだろうと評価。しかし、こうした兵器は既に危険性が低下しており、また十分な備蓄もないことから、連合軍に対して軍事的に重要な脅威とはなり得ないだろうと判断。

(了)



<事実関係>



<要確認事項>



備忘メモ

<事実関係>

<要確認事項>